



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）
Author(s)	三木, 聡
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 83(右)-151(右)
Issue Date	2019-12-27
DOI	https://doi.org/10.14943/bfhhs.159.r83
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76545
Type	departmental bulletin paper
File Information	159_08_Miki.pdf



万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

三 木

聰

はじめに

一 事件の史料

二 事件の日録

(i) 四月十日以前

(ii) 四月十一日

(iii) 四月十二日

(iv) 四月十三日

(v) 四月十四日

(vi) 四月十五日以後（以上、本号）

三 民変と地方官（以下、次号）

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

(i) 巡撫と巡按

(ii) 布政使司と按察使司

(iii) 福州府と閩県・侯官県

四 民変と郷紳

五 民変と府城住民

おわりに

はじめに

明朝の末期、万曆二十年代（一五九二～一六〇一）は、寧夏哱拜の乱、豊臣秀吉の朝鮮侵略、および播州楊応龍の乱が立て続けに辺境地域・朝鮮半島を騒がし、さらには北京の紫禁城では両宮・三殿が火災で焼失するというように、王朝国家にとって多難の時代であった。急激に悪化する国家財政を立て直すとともに、直接的には宮殿を再建するという目的を果たすために、全国各地に税監として宦官が派遣され、彼らによって礦課・商税に対する苛烈な収奪が行われた。それは万曆二十四年（一五九六）に始まり、歴史的に〈礦・税の禍〉といわれるものである。結果として、各地で反税監の民変が勃発した。文秉『定陵註略』によれば、万曆二十七年（一五九九）から同四十二年（一六一四）までの間に各地で十一件の民変が起こっており、それは山東・湖広・広東・南直隸・江西・山西・雲南・遼東・福建

に及んでいた^①。

第二次大戦後のわが国の明清社会経済史研究において、明末の反税監・反宦官の民変はきわめて重要な主題の一つであった。江南の蘇州における万曆二十九年（一六〇一）の〈織傭の変〉および天啓六年（一六二六）の〈開読の変〉を主たる対象として行われた、一九六一年における田中正俊の論考は、明末民変研究の一つの到達点をなすものとして高く評価されている。経済的に最先進地域であった蘇州において「自由な賃労働者への歴史的成長を指向」する「織傭」等の存在を通じて「目標と、規律正しい組織と、これの指導とを具備した暴動がたたかわれた」と述べる田中の見解は、まさに歴史の発展的理解を指向する〈戦後歴史学〉を象徴するものであった^②。その後、一九八〇年代以降における社会経済史の退潮にともない、明末の民変自体も研究の対象から外れていく傾向にあったことは否めない。しかしながら、単に発展的な視座のもとに民変を位置づけるだけでなく、歴史のさまざまな側面に関連させながら、改めて明末の反税監民変を考察することも決して無意味なことではないであろう。そうした意味でも、一九九九年の岸本美緒および二〇〇四年の田口宏二郎の研究は注目すべきものである^③。前者は、反税監民変を対象としたものではなく、〈開読の変〉のリーダーとされた「五人」をめぐる問題を取り扱ったものであるが、ここで岸本は「従来の民変研究の一つの問題点」として史料自体がもつ「問題関心とレトリック」に対する配慮の欠如を指摘している。また「庶民リーダーたちの言葉や行動」を伝える史料の背後に存在する、明末という時代の「政治秩序に対する不安の感覚」を読みとるべきことも主張しているのである。他方、後者の研究は、民変そのものを対象とはしていないが、従来、民変の前提条件、すなわち税監の不法な収奪としてしか扱われてこなかった〈礦・税の禍〉そのものを明末の財政史という文脈で相対化するとともに、「畿輔」を対象地域として「州県財政」と「帝室財政」「国家財政」との相関性・

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

混淆性を鋭く分析したものであった。

さて、本稿が考察を加えようとするのは、万曆四十二年（一六一四）という、いわば〈礦・税の禍〉の末期に福建の福州で起こった反税監民変についてである。『定陵註略』が「四十二年四月、福州民変」と記すように、確かに「民変」という認識がなされているが、実際には〈織備の変〉や〈開読の変〉、或いは山東の〈臨清民変〉のように、城市の民衆が税監・宦官やその衙門を集団で襲撃し、配下の者や「緹騎」を殺傷するというような過激な行動に出たものではなく、また計画性や規律性をもって闘われたものでもなかった。⁽⁴⁾それは税監署に集まってきた群衆を見て恐慌をきたした福建税監の高案が、逆に民衆側に攻撃を仕掛けることで、大きな混乱や被害をもたらしたものであった。〈福州民変〉については、まず奈良修一および和田正広の研究を挙げることができる。⁽⁵⁾両者ともに民変と福建の海外貿易との関連性を重視したものであり、他の地域のそれとは異なる〈福州民変〉の特徴を提示しているといえよう。また崔来廷は、当時の首輔で福建の福州府出身の葉向高との関連で当該民変に論及するとともに、特にその収束過程——高案の税監罷免と北京への召還——における葉向高の果たした役割を高く評価している。⁽⁶⁾しかしながら、これらの研究においても、民変それ自体についての考察が十分に行われているとは言い難いように思われる。

従って、本稿では第一に、万曆四十二年（一六一四）四月に起きた〈福州民変〉の事件そのものを、できるだけ詳細に明らかにすることにした。⁽⁷⁾そして第二に、事件の政治的処理をめぐって地方諸官や郷紳の対応を中心に検討することにした。なかでも第二の問題を取りあげる所以は、〈福州民変〉を記述した史料の残存状況に規定されたものではあるが、従来の研究が各地の民変における民衆の行動や郷紳・士大夫、特に士人層——或いは〈市隱〉といわれる人々⁽⁸⁾——の動向を注視する一方で、地方官の対応については等閑に附してきた嫌いがあると思われるからである。

それと同時に、事件当時、福州に在任した地方官のなかには〈開読の変〉の当事者で東林派の周順昌がおり、後に閩党として弾劾される李思誠・呂純如がいて、また中央では葉向高が内閣首輔として在任しているというように、当該事件の解析を通じて、明末という時代における〈地方政治〉の有りようを具体的に窺うことができるからである。⁽⁹⁾

以下、事件を記述した史料、事件の時系列的な展開、或いは地方官・郷紳の対応、等について、できるだけ具体的に考察を進めていくことにしたい。

一 事件の史料

万曆四十二年（一六一四）四月十一日に起こった〈福州民変〉の経過を、日を逐って具体的に見ていくためには、何よりも依拠すべき史料を確定しなければならないであろう。本章では、四月十一日・十二日を中心とする当該事件を記述した、同時代の史料について若干の考察を行うことにしたい。

〈福州民変〉については、すでに奈良修一が関係史料十五種をランダムに提示し、各史料に簡潔なコメントを附している。⁽¹⁰⁾ そのなかでも、張燮『東西洋考』巻八、税璫考は「基本的史料」として、文秉『定陵註略』巻五、「軍民激変」は事件を「詳しく」記述したものであるとして、董応挙『崇相集』議二、「紀璫変」は「かなり詳しく」書かれたものとして、さらに周順昌『忠介燼餘集』巻一、「福州高璫紀事」附載の「申詳税監變異緣由」は「重要である」として特記している。奈良が指摘するように、これら四種の史料が〈福州民変〉の事件内容を解明するうえで、きわめて有用な史料であることは言を俟たない。ただ、それぞれの史料の性格については、より細やかに理解しておく必要があるように思

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

われる。一方、十五種の関係史料のなかに『明史』卷三〇五の宦官伝や、谷応泰『明史紀事本末』卷六五、「礦税之弊」という清代に編纂された二次的史料が含まれている点はいさぐさいえないであろう。^①ともに、依拠すべき重要な史料と看做すことはできないからである。ここでは、次章において〈福州民変〉に関する「事件の日録」を叙述するうえで最も依拠すべき史料は何か、という観点に立ち、筆者が披閲した同時代の諸史料を、依拠すべき度合いによって二つの史料群に分類し、各史料間の系譜関係をも含めて、それぞれの史料の性格について少しく述べることにしたい。

第一群の史料は、依拠すべき度合いの最も高いと思われるものであり、事件に直接関係したか、事件を実際に見聞した人物によって書かれたものである。ここでは次の四種の史料が該当することになる。

第一に、張燮『東西洋考』卷八、税璫考の本文のなかに、割註として収録されている袁一驥の上奏六件である。周知のように『東西洋考』は「東洋」「西洋」の海外諸国について叙述した、明末の地理書として著名であるが、卷八、税璫考は〈礦・税の禍〉の時代に福建の税監として〈悪名〉を轟かせた高案の事蹟を記述したものである。袁一驥の上奏は、当該本文の万曆四十二年（一六一四）四月の〈福州民変〉に言及した箇所に見出すことができる。袁一驥は、字が希友、または徳良で、南直隸常州府江陰県の出身、万曆十一年（一五八三）の進士であり、当時、福建巡撫として在任していた。^②後述するように、事件が起こって二日目の四月十二日には武装した高案に脅迫・拉致されるという事態に至っており、まさしく事件の当事者の一人であった。はじめに五件の上奏が連続して収録されているが、その書ききをここに提示することにしよう。

① 「為税監流毒激変、劫制要挾、覬謀叛乱事」（「袁一疏」と略称）

- ② 「為逆璫蔑君叛国、聚兵通倭、讐執命臣、懇速誅滅、以保東南疆土、以免万姓鋒鏑事」(同じく「袁一疏」)
- ③ 「為逆闖久繫府官、閩省變在呼吸、懇乞聖明、速下霆威、以弭大禍事」(同「袁三疏」)
- ④ 「為府官冤繫濱危、逆豎怙終愈甚、王綱掃地、民恨敷天、懇乞聖明、亟賜伝首陳尸、以正大罪事」(同「袁四疏」)
- ⑤ 「為璫變臚陳已數、愚臣誠信未孚、尸位非宜、循分引退事」(同「袁五疏」)
- 「税璫考」の割註では、その後に周起元の上奏(後述)を挟み、最後に「参駁税監疏」と題された袁一驥の上奏が載せられている。その事書きは、次のとおりである。
- ⑥ 「為罪璫悖旨要挾、飾詞瀆奏、掇陷無憑、侵盜有拠、懇乞早賜正法、以警奸邪、以全国体事」(同「袁六疏」)
- これら六件の上奏がいつ書かれたかについては、日付が記されておらず、確定することはできないが、次章で後述するように、①は万曆四十二年(一六一四)四月十二日から十三日にかけて、③は同年の五月五日に、⑤は同年の七月半ばに、⑥は同四十二年(一六一五)二月に書かれたものと思われる。但し、②④については不詳である。
- 福建巡撫袁一驥の上奏が『東西洋考』に収録されるに際しては、明らかに張燮による節略が行われている。ただ、例えば「袁一疏」が六九三字から構成されているのに対して、「袁六疏」は二、二一八字という長大なものとなっており、後者については、むしろ原文に近い形で収められているのではなからうか。また、四月十一日・十二日の事件そのものについては、錢一本『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、夏四月の「甲午」(十二日)に「福建巡撫袁一驥題、税監流毒激變、殺傷民命、燒燬民居、劫制要挾、顛謀叛乱事」として、さらに文秉『定陵註略』卷五、「軍民激變」の「福州民變」の記事にも「福建巡撫疏、税税監流毒激變、要挾顛謀叛乱等事」として袁一驥の上奏の一部を見出すことができる。⁽¹³⁾両者はほぼ同文であり、まさに〈邸報〉から引用したものと思われる。⁽¹⁴⁾ただ、もとをたどれば「袁一疏」を

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

も含めて、事件に関する袁一驥の最初の奏に該当するものであるが、両者の記事には「袁一疏」には見られない文言が含まれている。ここでは『万曆邸鈔』の記事を「袁一疏a」と、『定陵註略』のそれを「袁一疏b」と称することにした。

第二に、巡撫袁一驥と同様に、事件当時、福建巡按御史として在任していた徐鑒の奏である。当該の奏そのものは残されていないようであるが、省略された事書き「税監剥民致変、要挾撫臣等事」とともに、その一部が袁一驥の場合と同様に〈邸報〉から引用され、『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、夏四月、「甲午」と『定陵註略』卷五、「軍民激変」に収録されている。両者において徐鑒の奏内容はほぼ同文——字数は前者が僅か四字だけ多い——であるが、四月十一日の事件についてのみ、前者の「地方闔城团聚、驚駭衆虐」に対して後者では「地方合城团聚、欲殺高衆」というように明確な相違が見られる。ここでは前者を「徐疏a」と、後者を「徐疏b」と称することにした。

徐鑒は、字は観甫、江西の南昌府豊城県出身で、万曆二十九年（一六〇一）の進士であり、事件の前年には福建巡按御史として在任していた。⁽¹⁵⁾なお、康熙『豊城県志』所載の徐鑒の伝記には、当時、高衆の「恣横」に対して「鑒の五疏、力めて撤回を論ず」と徐鑒が五件の上奏を提出したことが書かれている。⁽¹⁶⁾当該期の地方行政が「撫按会同」体制で行われていたとすれば、或いは袁一驥の上奏のほとんどは徐鑒との「会同」で行われたのかも知れない。⁽¹⁷⁾

第三に、周順昌『忠介燼餘集』卷一、「福州高璫紀事」（「周紀事」と略称）とその文末に附載された「申詳税監変異縁由」（同じく「周縁由」）である。周順昌は、字が景文で、南直隸蘇州府呉県の出身、万曆四十一年（一六一三）に進士に及第した後、初任の地である福州に赴いている。⁽¹⁸⁾また、すでに述べたように、天啓六年（一六二六）に蘇州で起こった〈開読の変〉の当事者であり、いわゆる「東林七君子」の一人であった。⁽¹⁹⁾「周紀事」は末尾に「孟秋朔日漫記」

とあって、その記載内容からしても、日付は万曆四十二年（一六一四）七月一日である。事件当時、周順昌の官職は福州府推官であったが、同時に福州府の附郭の一つである閩県の署知県をも兼任していた。また「周紀事」には、事件の前年に当たる万曆四十一年（一六一三）の年末（「癸丑歲除」）に福州に着任したことが書かれており、その後の税監高案や各地方官との関係をも含めて、当事者のみが知り得た事件の詳しい内容が記されている。他方、「周縁由」は、福建巡按御史徐鑒の命による按察司の通達を受けて上申された公文書の一つであり、その内容は「十一・十二日の異変事情」を事実関係に基づいて詳細に記録した報告書となっている。四月十六日付の按察司の通達では「次日を限つて本司に申報」するように命じられており、「周縁由」は四月十七日に提出されたものと思われる。周順昌は、四月十一日の午後四時頃（「申牌時分」）、「激変」の急報を受けて、ただちに税監署の門前に駆けつけたが、そこには福州知府諭政や侯官県知県金元嘉等がいたという。「周縁由」は万曆四十二年（一六一四）の〈福州民変〉、特に四月十一日・十二日の事件そのものに関する、きわめて詳細な史料であり、和田正広の研究においても当該史料に基づいた事件の記述がなされている。²⁰⁾

そして第四の史料が、董応挙『崇相集』議二、「紀璫変」（「董紀」と略称）である。まさに標題のように、内容は税監高案によって引き起こされた「激変」を記したものである。董応挙は、字が崇相で、万曆二十六年（一五九八）の進士、福州府閩県の出身であり、この時期、中央の吏部考功司郎中に在任していた。²¹⁾ただ、彼が一時、帰郷していたときに事件は起こったのである。後述するように、董応挙は、特に四月十二日には府城内の西南端に位置する烏石山の「太虚菴」に居て、巡撫袁一驥が税監に拉致されたと聞くと、山を下つて税監署の近辺まで出向いている。²²⁾まさに事件の現場近くに身を置いていたことになる。そうしたこともあってか、「董紀」の記述自体はきわめて具体的に臨

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

場感に溢れたものとなっている。但し、当該史料には日付に関する誤記が見られ、四月十一日のことが「四月十一・十二日」とされており、十二日の記述が「十四早」で始まっている。

以上のように、当時の福建巡撫袁一驥の上奏Ⅱ「袁一疏」～「袁六疏」および「袁一疏a」「袁一疏b」、福建巡按御史徐鑒の上奏Ⅱ「徐疏a」および「徐疏b」、福州府推官・閩県署知県周順昌による「周紀事」「周縁由」、さらには福州の郷紳董應挙による「董紀」の四種が、〈福州民変〉に関する第一級の史料ということになろう。

次に、第二群の史料であるが、ここに該当するのは、第一群の史料、或いはその他、何らかのかたちで民変に関係した者たちによって書き残されたものや彼らの知見・情報に依拠して叙述された、ほぼ同時代の諸史料である。

第一に、張燮『東西洋考』巻八、税瑠考の本文（「洋考」と略称）を挙げることができる。すでに述べたように「税瑠考」は福建税監高柔の事蹟をたどったものであるが、ここでは袁一驥の上奏等を踏まえながら万曆四十二年（一六一四）四月十一日・十二日の事件について記されている。張燮は、字が紹和で、福建の漳州府龍溪県出身、万曆二十二年（一五九四）の挙人であり、生涯にわたって野に在ったが、当時の著名な士大夫・文人との交流は行われていたという。⁽²³⁾なお『東西洋考』自体は、事件から三年後の万曆四十五年（一六一七）に成立し、その翌年に刊行されている。⁽²⁴⁾

第二に、文秉『定陵註略』巻五、「軍民激変」の「四十二年四月、福州民変」に続く記事（「定陵」と略称）である。上述のように、ここには袁一驥・徐鑒の上奏の一部が引かれているが、その後段で事件の経過が四月十一日から十四日にかけて叙述されている。文秉は、字が蓀符で、南直隸蘇州府長洲県出身。東林派で内閣大学士をも務めた文震孟の長子であり、康熙八年（一六六九）に死去するまで〈明朝遺臣〉として在野で過した。⁽²⁵⁾『定陵註略』は鈔本しか

残されておらず、その成立の時期を特定することは難しいが、明清鼎革の後に成立したことは確かである。⁽²⁶⁾なお文秉自身によれば、本書の編纂にあたっては「友人の処」から借用した「神宗邸報」を部分的に書き写し、家中に残されていた知見を参照したという。⁽²⁷⁾また「定陵」には、同じ蘇州府出身の周順昌による「周縁由」に基づいた記述もなされている。例えば、四月十四日の記事には事件の当事者の一人、福建按察司僉事・兵備道の呂純如による「牌」が引用されているが、これも「周縁由」に見える「兵備道憲牌、為地方事」を節略したものである。⁽²⁸⁾

第三の史料に当たるのが、葉向高『綸扉疏草』卷二七、所収の掲帖（上奏）である。特に「請撤稅監高采掲」万曆四十二年（一六一四）五月十日付（「葉掲二」と略称）および「公請撤稅監高采掲」同五月十一日付（同様に「葉掲二」）には、事件の状況が簡潔に記されている。葉向高は、字が進卿、出身は福州府の附郭である侯官県に隣接する福清県で、袁一驥と同じく万曆十一年（一五八三）の進士である。⁽²⁹⁾周知のように、葉向高は当時、内閣大学士で首輔の地位に在った。ここで注目したいのは、「葉掲二」では「福建撫按官の掲帖と臣郷の縉紳・親友の書」を、「葉掲二」では「福建撫按官の掲帖」を受け取ったと書かれていることである。まさしく福建巡撫袁一驥と同巡按徐鑒の上奏、および福州の郷紳たちの書簡を受けて、葉向高は「掲帖」をしたためたのであった。なお、葉向高の自撰年譜ともいべき『遽編』卷九にも、事件に関する記載を見出すことができるが、ここでは「袁公の疏聞」とともに「林楚石・董見龍の輩が皆、書簡で急を告げてきた」とあり、「葉掲二」に見える「郷紳・親友」とはともに閩県出身の林材と董応挙であったことが分かる。⁽³⁰⁾また葉向高は、万曆四十二年（一六一四）八月に内閣大学士を辞任しているが、同年十二月に帰郷した後、袁一驥を称揚する三編の記・序を書き残している。⁽³¹⁾それらは①『蒼霞統草』卷二、記、「中丞袁公生祠記」（「生祠記」と略称）、②同、卷三、序、「大中丞希我袁公請告序」および③同、卷四、序、「中丞希我袁公以方伯考績褒封序」

である。なかでも①は、四月十二日の事件をかなり詳しく叙述しており、また他には見られない記事も存在する。

第四に、周起元の上奏である（『周疏』と略称）。『東西洋考』巻八、税璫考には、袁一驥の上奏と同様に、本文の割註のなかに「周起元疏」として収められているが、康熙刊本が存在する『周忠愍公伝疏』巻二、所収の「題為税監剥民、捐備戕殺生命事疏」は「周起元疏」に相当する奏疏である。⁽³²⁾ただ、前者が七一四字から成っているのに対して、後者は五七五字でしかない。しかしながら、当該上奏の最も長い文章が収録されているのは、周起元の出身地である福建漳州府海澄県の地方志、崇禎『海澄県志』だと思われる。同県志、巻一七、藝文志二、疏、所収の周起元「参税璫高案疏」がそれであり、全八二八字によって構成されている。三者すべてで大なり小なり節略が加えられていると思われるが、ここではやはり崇禎『海澄県志』所収の上奏文に拠るべきであろう。⁽³³⁾周起元は、字は仲元、万曆二十八年（一六〇〇）の進士である。応天巡撫在任のときに魏忠賢と対立して「削籍」処分を受け、その後、逮捕されて獄死したのは天啓六年（一六二六）九月であつた。⁽³⁴⁾東林派の一人であり、同じ年に獄死した周順昌等とともに「東林七君子」と称されている。⁽³⁵⁾〈福州民変〉当時、周起元は湖広道監察御史であつたが、「周疏」には「撫按の疏掲を読み、郷人の見聞を参照して」事件の状況を把握したことが書かれている。⁽³⁶⁾周起元も〈邸報〉所載の袁一驥・徐鑒の上奏を読むとともに、郷里である漳州府、或いは海澄県の方から情報を仕入れていたといえよう。また「周疏」は四月十三日以降の事柄に一切、言及しておらず、十二日段階までの情報に基づいて書かれたものと思われる。

第五に、崇禎『閩書』巻四五、文蒞志、皇朝、鎮守太監に附された割註の記事（『閩書一』と略称）および同、巻四五、文蒞志、皇朝、提督軍務兼福建地方都察院御史に見える袁一驥の伝（『閩書二』）である。当該書は、福建の泉州府晉江県出身の何喬遠によって編纂され、崇禎元年（一六二八）三月から同四年（一六三一）五月までの間に印刷・

刊行されたという。⁽³⁷⁾だが、すでに万曆三十八年（一六一〇）の段階で弘治『八閩通志』に続く福建の通志編纂の気運が高まり、各府県で編纂された「志」の取りまとめを一任された何喬遠は、万曆四十年（一六一二）から同四十四年（一六一六）までの作業を通じて崇禎『閩書』の「初稿」を完成させていたのである。⁽³⁸⁾従って、当該の二つの記事は、まさしく〈福州民変〉が起こつてからさほど経たないうちに書かれていたことになる。万曆四十一年（一六一三）に刊行された万曆41『福州府志』は現存するとはいえ、民変に言及する福州府関係の明代地方志が存在しないこともあつて、崇禎『閩書』の記事は貴重なものだといえよう。何喬遠は、字は穉孝、万曆十四年（一五八六）の進士で、刑部主事・礼部郎中等を歴任した後、万曆二十三年（一五九五）以降は職を辞して帰郷していた。⁽³⁹⁾

ところで、奈良修一は〈福州民変〉の関係史料のなかに「康熙『福州府志』卷四六、名臣」を挙げ、「袁一驥の業績を述べているもので、『閩書』のそれとほとんど同じである」と指摘するとともに、併せて「ほとんど……同文」の「『福建通志』も十五種の一つとして提示している」。⁽⁴⁰⁾ただ管見の限りでは、康熙『福州府志』そのものが現存せず、前者は明らかに乾隆『福州府志』卷四六、名宦一、明、所収の袁一驥の伝を誤記したものであり、また後者は康熙『福建通志』卷三〇、名宦一、福州府、明、袁一驥を指していると思われる。両者の記事は、ごく僅かな字句の異同が見られるだけでほぼ同文であるが、そうであるならば、時系列からしても康熙『福建通志』に拠るべきであろう。それと同時に、乾隆『福州府志』の名宦伝の「袁一驥」の項はその末尾に確かに割註で「閩書」とあり、あたかも崇禎『閩書』所載の袁一驥の伝を踏襲したかのように書かれているが、内容は別として、文言の面では到底、崇禎『閩書』の記事に依拠したとはいえず、明らかに康熙『福建通志』のみを踏襲したものであったのである。⁽⁴²⁾

以上、第二群に相当する五種の史料について見てきたが、ここに実録の記事は含まれていない。その理由も併せて、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

最後に〈福州民変〉の発生を伝える『明神宗実録』卷五二〇、万曆四十二年（一六一四）五月壬戌（十一日）条について、少しく検討することにした。

当該実録の条文は、次のように記されている。

福建税監高采、播惡無忌、私造通倭双桅海舡、置辦倭貨物数十万金、一切価値、分毫不与。小民賠累、怨憤激變。采怒、麾兵持刀乱砍、殺傷多命。举放火箭、燒燬民房。突入巡撫衙門、露刃脅制、復劫道府都司等官、質于署中、凶悖猖狂。撫按袁一驥・徐鑒疏聞、大学士葉向高・方從哲、及給事中姚永濟・郭尚賓、先後參論。不報。

福建税監の高采は、惡事を撒き散らして忌むことがなく、私かに通倭のための双桅の海船を建造し、倭に売るための貨物数十万両分を買ひ揃えたが、一切の価格は、分毫も払わなかった。小民は損失を出し、その怨憤は民變を激發した。〔高〕采は怒り、麾下の兵は刀を持ってむやみに切りつけ、多くの人を殺傷した。〔また〕火箭を放って、民屋を燒き払った。〔高采はまた〕巡撫衙門に突入し、露刃で脅制し、また道・府・都司等の官を拉致して、署中に人質とし、凶惡・狂暴であつた。撫・按の袁一驥・徐鑒が疏聞し、大学士葉向高・方從哲、および給事中姚永濟・郭尚賓が、前後して〔高采を〕彈劾した。〔上論は〕不報であつた。

最初から四分の三くらいまでは、民變の発生とその後の高采による地方官の拉致・人質について簡潔に書かれているが、残りの四分の一で、巡撫袁一驥・巡按徐鑒の上奏および内閣大学士葉向高・方從哲や給事中姚永濟・郭尚賓による彈劾——高采に対する——が行われていたことが分かる。すなわち、前者の記事は、後者の「疏聞」「參論」に基づいて事件の内容を略述したものであつたが、直接的には葉向高・方從哲のそれに依拠していたのである。

すでに第二群の史料として提示した葉向高の「葉揭二」は、実録の記事と同様に万曆四十二年（一六一四）五月十一日付であるが、標題には「公請」とあり、本文にも「臣等」とあるように、葉向高一人ではなく方從哲と連名で行

われた掲帖だったのである。さらに、そこに書かれた文言と同じものを上記実録の条文にも見出すことができる。「葉掲二」の一部を、ここに提示することにした。

夫案權閩日久、播惡多端、怨毒滋深、人心痛恨。近因入粵不遂、益肆誅求、索取金珠寶物、動至千百。又私造双桅海船、置辦通番諸貨、一切價值、分毫不与。小民虧折賠累、憤激難堪。昨四月十一日、因索価不得、群聚鼓譟、衆不能以理諭遣。当令左右、執持刀鎗、殺傷多命、拳放火箭、燒燬民居。次日、又突入巡撫衙門、竝其子劫之以出、復挾道府都司等官、質於署中。凶悖猖狂、勢同反叛。

そもそも〔高〕案が福建で徵税する日は久しく、多くの悪事を撒き散らして、怨みの毒は益々深く、人心は痛恨している。近ごろ広東へ行くことが叶わなかったために、益々肆に誅求を行い、金珠などの宝物を搾取し、ともすれば千百にも至っている。また私かに双桅の海船を建造し、番国と通商するための諸貨を買い揃えたが、一切の価格は、分毫も払わなかった。小民は損失を出し、憤激は堪え難かった。先ごろの四月十一日、価格を求めても得られなかったために、群衆が騒ぎ立てたところ、〔高〕案は道理によつて解散するように諭すことはできなかった。そこで左右の者たちに、刀や鎗を持たせ、多くの人を殺傷し、火箭を放つて、民居を焼燬した。次の日、また巡撫衙門に突入し、その子を併せて拉致して〔外に〕出て、また道・府・都司等の官を脅して、署中に人質とした。〔高案の振る舞いは〕凶悪・狂暴であり、勢いは叛乱と同じである。

傍線を附した箇所が実録に見えるものと同様の、或いは類似した文言である。まさに「葉掲二」を受けて実録の〈福州民變〉の記事は書かれたということになろう。また「葉掲二」の冒頭には「昨日受領した福建撫按の掲帖では、税監高案が地方を激変させた状況を述べている」と記されている⁽⁴⁾。すなわち、(a)実録の五月十一日条をめぐっては、(b)内閣大学士葉向高・方從哲の掲帖、および(c)福建巡撫袁一驥・同巡按徐鑑の上奏（掲帖）との間に、(c)↓(b)↓(a)とい

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

う系譜関係を見出すことができるのである。そうした意味で、実録の記事は第二群の史料にも該当しないということになる。

以下、「事件の日録」を叙述するに当たって、基本的には第一群の史料に依拠し、さらに第二群の史料を参照することとで、万曆四十二年（一六一四）四月十一日・十二日を中心に〈福州民変〉の実情に迫っていくことにしたい。

二 事件の日録

(i) 四月十日以前

御馬監監丞の高案が「市舶」「礦務」「市税」を兼務する税監として福建に派遣されたのは、万曆二十七年（一五九九）四月であつた。⁽⁴⁵⁾ 税監高案がその後、足掛け十六年にわたり福建で行つた苛烈な収奪については、張燮の「洋考」にまとめて叙述されている。高案は至る処に税関を設け、そこに「原奏官」や腹心の者たちを派遣し、「牌書した聖旨」を掲げて「舟車は遺すなく、雞・豚まで悉く算えて」税を取り立てたという。また「黠吏・逋囚・悪少年」等、ともに「生計」を営んでいない者たちが「税役」に充てられていた。⁽⁴⁶⁾

こうした無頼・棍徒の類がいわゆる〈徴税吏〉として苛斂誅求を行つた結果、全国各地で反税監の民変が勃発したことは〈礦・税の禍〉における周知の事柄である。〈福州民変〉の当事者であつた袁一驥の後任として福建巡撫に就いた黄承玄の『盟陽堂集』卷三〇、公移、「嚴禁惡党」には、無頼・棍徒に関して、次のような興味深い告示が残されている。⁽⁴⁷⁾

訪得、漳州石馬地方、有等棍棍、号称十太保・三十六猛、初倚璫為奸、久同負嵎之虎。今税罷無主、散作当道之狼。

調査したところ、漳州〔府〕の石馬地方では、一部の悪棍が、十太保・三十六猛と号称し、初めは税監に頼って悪事を行い、久しく天嶮による虎と同様であった。今では税が廃され〔徴税の〕主も居なくなり、〔彼らは〕散り散りに当地の狼〔のような存在〕となっている。

石碼鎮（「石馬」）は漳州府城から海澄県へ至る間に位置する沿海の市場町であるが、ここに巣くう「十太保」「三十六猛」として有名な地まわりの無頼・ヤクザ集団が税監高案の手先となっていたのである。

福建において、高案がまず目を附けたのは、当時、中国の船隻が海外に出航して私貿易を行うことが公認されていた、唯一の開港場である漳州府海澄県であった。高案による収奪が結果として、万暦三十年（一六〇二）に民変を惹起したことが「洋考」では次のように記されている。

諸商嗷嗷、因鼓譟為變。声言欲殺案、縛其參隨、至海中沈之。案為宵遁。

諸商は嗷々とし、因って騒ぎ立てて変を起した。〔高〕案を殺すと揚言し、その参隨を捕縛して、海中に沈めた。案は宵に紛れて遁走した。

これ以降、高案が海澄県へ来ることはなかったという。しかしながら、高案は海外との私貿易に関与するとともに、澎湖島で「紅夷」（オランダ商人）との交易を画策する貿易商人の後楯として、その影響力を行使していたともいわれている。⁽⁴⁸⁾ また万暦三十五年（一六〇七）には福州において、生員や塩商を中心に反高案の民変が起こったことが、謝肇淪の『五雜俎』には記録されている。⁽⁴⁹⁾

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

ところで、万曆四十二年（一六一四）四月十一日に福州で起こった民変の要因を考えると、そこには福建税監であった高案が広東の税監を兼管するという事態が関連していた。⁽⁵⁰⁾「洋考」には、

四十二年、広東税監李鳳病死、有旨命案兼督粵税。閩父老私計、粵税視閩税為鉅、案必舍閩適粵。所在欣欣、析解到懸。

〔万曆〕四十二年、広東税監李鳳が病死し、上諭によつて〔高〕案が広東の税を兼督することが命じられた。福建の父老は私かに考えた。広東の税は福建の税に較べて巨額であり、案は必ずや福建を捨てて広東へ行くだろうと。至るところで喜びがあふれ、苦しみから解放されることを祈った。

と書かれている。李鳳の死と高案の兼管について、実録に関連記事を見出すことはできないが、前年の十月八日の条には「広東税使李鳳は久しく病氣であるが、在任のままで療養させる」という上諭が載せられており、⁽⁵¹⁾万曆四十二年（一六一四）に入つて程なく李鳳は死去したものと思われる。他方、高案が広東税監を兼管する件については、首輔葉向高の言説のなかに関連するものをいくつか見出すことができる。⁽⁵²⁾

既述のように、〈福州民変〉を伝える実録の記事（五月十一日条）は、直接的には袁一驥と徐鑒の上奏を受けた葉向高等の五月十一日の「葉掲二」に基づくものであった。だが、前日の日付のある「葉掲二」でも同様に「税監高案激変の事」が書かれており、事件の前段階に次のような状況の存在が伝えられている。

近聞、其帶管広東、延頸企踵、以望其去。然臣以為、移此害彼、均是王民、不忍使広東、独受其禍。而案以將有粵行、搜括愈甚、造船蓄貨、索取民間百物。凡領袖者、毫不給与、且加以鞭箠。

近ごろ聞くところでは、その者（高案）は広東を帶管し、首を延ばして足を踏み出そうとしており、「（広東へ）行くことを待ち望んで

いるとのこと。然れども臣が考えるに、此処から移して彼処に害をもたらすことは、均しく王民であり、広東だけにその禍を受けさせるには忍びない。だが〔高〕案はまさに広東に行こうとしており、搜括は愈々甚だしく、船を造って貨を蓄え、民間の百物を取り立てている。およそ代価を求める者には、毫も支払わず、且つ鞭箠を加えている。

広東税監を「帶管」したことで、高案は実際に福建から広東へ移ることを切望していた。また広東行を前提として船隻を建造し、民間から物資を取り立てて一切の代価を支払わなかったという。高案の船隻をめぐるのは、後に「袁三疏」が、次のように記している。

今多見在囚執、而案航海艦、豎旗列戟、見泊南台地方。船内滿載違禁番貨、及下海槍刀・弓弩・鳥銃・火藥、皆万目共覩、鑿鑿有拠者。

今、〔陳〕多が現に囚執されているのに、〔高〕案が乗る海艦は、旗を立て武器を並べて、現に南台地方に停泊している。船内には違禁の番貨、及び航海のための槍刀・弓弩・鳥銃・火藥を滿載しており、皆、衆目が共に見ており、鑿鑿として証拠の有るものである。

後述するように、四月十三日以降、福州府同知陳多が税監署に拘留されるという事態が発生する。そうした中で、高案の二隻の「海艦」は「違禁番貨」や武器を滿載して、福州近郊の商業区であり、福建の大動脈である閩江の流通ターミナルであった南台に停泊していたとい⁽⁵³⁾う。

他方、前掲の「葉掲二」では「広東へ行くことが叶わなかった」ことで高案の収奪は激しくなったと指摘されていた。福建税監の高案が広東税監を兼管し、広東へ移るか否かということは、葉向高にとって非常に悩ましい問題だったのである。なぜならば、彼は首輔であると同時に、福州においては郷紳の一人だったからである。⁽⁵⁴⁾

〈福州民變〉が起こる四月十一日より以前に福建巡撫袁一驥に宛てられたと思われる、葉向高の書簡が残されている。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

すなわち、葉向高『蒼霞統草』卷二一、尺牘、「答袁撫台」は、次のような文面となっていた。⁽⁵⁵⁾

惟中多高監移于広東之説、広人痛恨。昨郭掌科已有説矣。弟向于広人言、此乃地方士民之意。台下不得不一言、非嫁禍于広也。然高監竟須阻其入広、不然広人之害、不更烈哉。各省税惟広東最重、加之以税監、将何以支。即明旨、亦未嘗令税監入広也。弟非不為桑梓計。

ただこのところ高（税）監が広東へ移るという説が多くいわれているが、広人は痛恨している。昨ごろ郭掌科は、すでにこの説を述べている。私は広人に対して言う。これ（高案の広東移駐に反対すること）は地方士民の〔総〕意であると。台下は一言をなさざるを得ないであろう。禍を広東に転嫁することはないと。然れども高監については、結局、須くその広（東）に入ることを阻止すべきであり、そうでなければ広人の害は、更に激しくならないことがあるか。各省の税はただ広東だけが最も重いのであり、これに税監を加えたならば、どうやって支えることができるか。たとい明旨といっても、未だ嘗て税監を広（東）に入らせるものではない。〔だからと言って〕私は郷里のために計っていないわけではない。

全国的に見ても税額がきわめて大きかった広東へ高案が移るといふ事態は、葉向高にとつて痛し痒しの問題であったことが、ここでは率直に述べられている。しかしながら、福建税監の高案が広東税監を兼管するという「明旨」は出されていたものの、実際に高案が広東へ移ることは命じられておらず、それはあくまでも福建に居て広東税監をも兼ねるというものだったのである。

税監高案の広東兼管という問題は、後に福建巡撫袁一驥にとつても自らの去就に関わる火種となつたのである。（福州民変）から十一ヵ月後の万曆四十三年（一六一五）三月、吏科給事中解經雅は、高案に広東への「移駐」を勧めたという理由で袁一驥を弾劾したのであった。⁽⁵⁷⁾

さて、事件の〈前夜〉、高案が福州の小民に対して苛烈な「科派」を行ったことは、福建巡撫袁一驥によって事細かく報告されている。「袁一疏」は、次のように述べている。

又以粵人戒嚴擯斥、懼不敢往、思專取盈于八閩者、囊括無遺。故私派一切行戸、金行取紫金七百餘兩、珠行取大珠五十餘顆、寶石行取青紅酒黃五十餘塊、塩商每引勒銀二錢、歲銀万兩。其他綢段舖戸百家、編定輪日供応、日取數百計。而打造通倭双桅海船二隻、竹木油鉄各舖行、取料二千餘兩、置辦通倭禁物、如番段・龍鳳紅袍・建鉄刀胚・硝磺・鉛・錫・氈單・湖絲、価數十万。出入陳兵、家丁三百餘人、賓客謀士、及歌童舞女百人、飲食珍奇、及一応米菜酒果、尽取商店、日用五十餘金。各項物価、分毫不給。……而各棍人人取足、百金之産、編派無遺、擒拏拷逼、非投水即自縊。冤号動天、赴臣泣訴、日以百計、皆甘心以命与案博。

また粵人が嚴戒をしいて排斥したことで、「高案は」懼れて敢ては往かず、専ら八閩から収奪することは、すべてを括つて遺すことがないように考えた。故に私かに一切の行戸に科派し、金行からは紫金（純金）七百餘兩を取り、珠行からは大珠五十餘顆を取り、寶石行からは青紅・酒黃（黄玉）五十餘塊を取り、塩商には每引、銀二錢、歳ごとに銀（一）万兩を無理強いた。その他、綢段舖戸百家は、編成して日ごとに輪番で供応させ、毎日の取り立ては數百（兩）を算えた。そして通倭のための双桅の海船二隻を建造するために、竹・木・油・鉄の各舖行から、材料二千余兩を取り立て、倭と通商するために禁制品である番段・龍鳳紅袍・建鉄刀胚・硝磺・鉛・錫・氈單・湖絲など、価格數十万（兩分）を買い揃えた。（税監署の）出入には兵を並べ、家丁三百餘人、賓客・謀士、および歌童・舞女百人が、飲食する珍奇なもの、および一切の米・菜・酒・果は、尽く商店から取り立て、日用のものは銀五十餘兩にもなった。（しかし）各項の品物の代価は、分毫も支払わなかった。……そして棍徒たちは人々から存分に取り立て、百金の資産も、分担（徴収）によつて餘剰も無く、逮捕・拷問によつて、投身（自殺）でなければ自縊するだけであつた。怨みの声は天を震わせ、臣のところに赴い

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

て泣きながら訴える者は、日に百にものぼり、皆が甘んじて衆と命を賭けようとした。

高案の収奪は、高価な宝・石類から船隻の原材料まで、さらには高級絹織物から日用の食料品にまで及び、それは莫大な額の銀両にのぼった。ここには「金行」「珠行」「宝石行」「塩商」「綢段舗戸」「竹木油鉄各舗行」さらには「米菜酒果」の「商店」が挙げられているように、多種多様な商賈（「行戸」）がその対象となっていたのである。

高案が代価を全く支払わないという状況、或いは腹心の無頼たちによる強制的・暴力的な取り立てに対して、巡撫衙門に「泣訴」してくる者が「日々、百を算えた」と袁一驥は記しているが、福州府推官の周順昌も「周紀事」のなかで、次のように述べている。

季春上旬、撰閩県篆。邑中若金珠米木各行、紛紛控告謂、税監掠取其貨、累月窮年、餽莫給与。

三月上旬、閩県の署知県となった。県中の金・珠・米・木の各行が、紛々と告訴して〔次のように〕謂った。「税監がその貨を掠取し、累月窮年も、代価を支払っていない」と。

〈福州民変〉が起こる一カ月前に閩県の署知県を兼任した周順昌のもとには「金・珠・米・木の各行」から次々と、高案の「掠取」に対する訴えが届いていたのである。

そうした状況の帰結として四月十一日に「やや給するように哀求する」（「袁一疏」）、「哀鳴して直を求める」（「周紀事」）、或いは「欠債を告討する」（「定陵」）商賈を中心とする群衆が、高案の居る税監署に押し掛けたのであった。

(ii) 四月十一日

〈福州民変〉は、万曆四十二年（一六一四）四月十一日の「薄暮」に起こった⁽⁸⁸⁾。まず、第一群の史料のなかから「袁

一疏」の記載を見ることにしよう。

乃案稔惡弥甚、四月十一日、怒各行哀求稍給、魔兵持刀乱砍、殺傷潘六・蔡廷機等數命。餘各驚逃。又恨逼近民家・居停・舖戶、及暮射火、將三十餘戶無辜蕩燬。一時万姓、裂眦切齒、欲得案而食其肉。乃不思招安退衆。

ところが〔高〕案の罪惡は愈々甚だしく、四月十一日に、各行が少しでも支払うように哀求するのを怒って、魔兵たちに刀を持って襲わせ、潘六・蔡廷機等數名を殺傷した。他の者は各々驚いて逃走した。また近隣の民家・居停・舖戶を恨み、夕暮に及んで火〔箭〕を射て、三十餘戶の無辜〔の家〕を焼き尽くした。一時、万姓は切齒扼腕し、〔高〕案を捕らえてその肉を食らおうとした。とうてい安撫して群衆を退散させることができないとは思われなかった。

巡撫袁一驥の最初の上奏によれば、代価の支払いを求めて税監署に押し掛けた「各行」に対して、高案の側は、第一に、「魔兵」（配下の私兵）を使つて暴行を加え、數名を殺傷し、第二に、火箭を放つて近隣の家々、「民家」や「居停」（旅舎）や「舖戶」（商店）を焼き払うという蠻行に出たのであつた。結果として「万姓」は「案を得てその肉を食わんと欲す」という一触即発の事態に至つていたという。

他方、「董紀」には些か異なる状況が記されている。

各行戸以案且行、四月十一・十二日、群赴領餉、案嗾群凶捉打。市上人蜂擁、随之大鬭爭。以火火其門、延燒民房三十餘間。火光達曙、会天雨。

各行戸は〔高〕案が〔広東へ〕行こうとしているのを聞いて、四月十一・十二日に、集団で〔税監署に〕赴いて代価を受け取ろうとしたが、案は群凶を指嗾して捕捉・殴打させた。市上の人々が続々と集まり、次いで大騒乱となつた。火によってその（税監署の）門が焼かれ、民房三十餘間に延焼した。火事は曙まで続いたが、降雨に会つた。

既述のように「四月十一・十二日」は四月十一日の誤りであるが、董応挙によれば、税監署へ押し掛けた「市上の人」による大混乱のなかでその門に火が掛けられ、それが周辺の家屋にまで延焼した⁽⁵⁹⁾。火事は夜明けまで続いたが、偶然の降雨によって鎮火したという。

「袁一疏」と「董紀」の間には火事をめぐって記述の齟齬が見られるが、四月十一日の事件に関する最も詳細な史料は、周順昌によって書き残されている。ここでは「周紀事」および「周縁由」の両方の記載内容について、若干の分析を加えることにしたい。まず、同年の七月一日に書かれた「周紀事」から見ていくことにしよう。

於四月十一日薄暮、聞諸行戸踵監門、哀鳴求直、監誘入闔門尽繫之、百端魚肉。赴援者蟻聚於外、発箭揮刀、被髮流血者、皆是也。嗟乎小民哀求、不得直、反以刀矢相加。公憤交激、解之不能散。税監恐懼、乃身登峻閣、火箭雨集。烈燄燿天、悲声動地。府県奉院司道令、遣兵合救、夜半始息。然民廬化飛灰、已三十餘家。

四月十一日の薄暮において、聞いたところでは、諸行戸が監門（税監署）に至り、哀鳴して代価を求めたところ、税監は誘い入れて門を閉じ、尽く拘束して、様々な暴虐を加えた。援助に赴いた者たちが（門の）外に蟻集したところ、「税監側が」箭を放ち刀を揮ったことで、髪を振り乱して流血する者だけであった、とのこと。ああ小民が哀求しても、代価は得られず、反って刀・矢を加えられたのである。公憤は交々激し、解散させようとしても「それは」不可能であった。税監は恐懼し、自ら峻閣に登り、火箭を雨あられと放った。烈燄は天を焦がし、悲声は地を揺るがした。府・県は院・司・道の命令を奉じて、兵を派遣して合同で救助を行い、夜半に「至って」始めて終息した。然れども民屋の飛灰と化したものは、已に三十餘家にのぼっていた。

ここでは先の二史料の内容に加えて、「諸行戸」が税監署の門内で「百端魚肉」され、さらに「峻閣」から高案が放った数多くの火箭によって「三十餘家」が灰燼に帰したことが述べられている。

次に「周縁由」の関係記事を提示することにしたい。

本年四月十一日、申牌時分、忽拋馬夫謝貴急報、本地方舖行匠作諸色人等、因在税監、告討久欠餉銀、反被閉門殺傷、見在激變、等情。卑職不勝駭愕、疾赴前視。侯官県知県金元嘉、亦偕往本監門首。本府知府諭・同知陳・通判龔、同時彙集。此時軍民千万為擁、肩摩衽接、道不得行。所見中有被傷者、或揮涕拊膺、或流血被面、或帶箭鳥驚、或踰牆鼠竄。人情洶洶、悲憤交極。詢其釁端云、係税監狼心虎口、肆毒無已、恃威逼取各行、若米若金、及諸物価総計百千、久不肯給。痛思、小民本微力薄、朝夕販売以餬口、拳家老幼、嗷嗷以待。乃累月曠歲、索之茫然、情不能堪、勢不及俟。不得已各自踵門、告哀乞憐、反触其怒、閉戸逞凶、挾勁弩、操利刃、忍心慘殺。逃出者重傷可掬、錮内者難保全身。此衆索還欠餉、皆為網中之魚、衆姓求生、奚忍不相償也。職等仍再三撫慰間、陡見民房一時火起。頃之煙燄障天、室廬財産、化作飛灰、老幼男女号慟、不可勝紀。職等倉皇遣救、及奉撫按兩院・各司道、連発憲牌、調兵合救、自初更至三更、火始得熄。職等方各回本衙門、守護庫獄。

本年四月十一日、申牌時分（午後四時頃）に、忽ち馬夫の謝貴が急報するところに拠ると、本地方の舖行・匠作等の各種各様の人々が、税監〔署〕において、久しく滞納していた餉銀の支払いを求めたところ、反って門を閉じて殺傷されたことで、現在、激變が起こっている、とのことであつた。卑職は驚愕に堪えず、急いで駆けつけて見に行こうとした。侯官県の知県金元嘉も、共に本監の門首に往つた。本府の知府諭〔政〕・同知陳〔多〕・通判龔〔以礼〕も、同時に集まつていた。この時、軍民千万が群衆となり、押し合い圧し合いしており、道を行くことはできなかった。見たところでは傷を負つた者がおり、或るものは涕を拭つて胸を摩り、或るものは流れた血が顔を被っており、或るものは箭を受けて驚き慌てており、或るものは牆を越えて逃げようとしていた。人情は洶洶とし、悲憤は交々極まつていた。その釁端を詢ねたところ、〔次のように〕云つていた。税監の狼心虎口は、毒を撒き散らして已むことがなく、威

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

勢に恃んで各行から「物品を」奪い取り、米や金、及び諸物の代価は総計で百千にもなるのに、久しく支払おうとしなかった、と。痛ましく思うには、小民は元手も微かで力も薄く、朝夕の販売で餬口をしのぎ、家の老幼を挙げて、嗷嗷として待っていることである。ところが累月経年、これを求めても（「払われず」）茫然とするだけで、情として堪えることができず、勢いとして俟つこともできなかった。已むを得ず、各々が（税監署の）門に至り、告哀乞憐するも、反ってその怒りに触れ、門を閉ざして暴力に及び、勁弩を持ち、利刃を操り、無慈悲にも惨殺を行った。逃げ出した者は重傷を負い、（門）内に拘束された者は一身を保つこともできなかった。この人たちは滞納した代価の支払いを求めて、皆が網中の魚となったが、衆姓は生を求めたのであり、どうして償われないことに我慢できようか。職等がやはり（人々を）再三撫慰していたところ、突然、民房で一時、火の手が上がるのを見た。しばらくして煙霰は天を蔽い、室廬・財産は、飛灰と化し、老幼・男女が慟哭することは、記すに堪えないほどであった。職等は慌てて救助（の人員）を派遣し、また撫按両院・各司道が、連発する憲牌を奉じ、兵を動員して合同で救助を行い、初更（午後九時頃）から三更（午前〇時頃）に至って、火災は始めて終熄させることができた。職等ははじめて各々が本衙門に戻って、庫・獄を守護した。

「馬夫謝貴」の急報を受けて、周順昌は府城の南門に近い税監署に駆けつけたが、そこはすでに「舗行・匠作の諸色人等」によって「激変」状態となっており、顔面から血を流す者や矢が突き刺さった者、税監署の塀を越えて逃げようとしていた者などがいて、混乱の極みに達していた。また多くの群衆が集まり、押し合い、押し合いの状況のなかで、福州府の知府喻政・同知陳多・通判龔以礼、さらには侯官県の知県金元嘉も税監署の門前に駆けつけていたという。⁶⁰⁾

「周紀事」では「薄暮」とされているが、「周縁由」では「申牌時分」に「激変」が伝えられており、事件は当日の午後四時前後から始まったものと思われる。物品の代価を要求する商賈・工匠等に対して、税監側は彼らを門内に引き入れ、刀や弓矢を用いてほしいままに暴力を加えた。さらに夜に入って民家から火の手が上がり、その火災は日付が

変わる午前〇時頃まで続いたのであった。

税監側の暴虐非道に対して「小民」たちはまさに一触即発で暴動に至る寸前であった。こうした状況を「袁一疏」は「一時万姓、裂眦切齒し、衆を得て其の肉を食らわんと欲す」と記し、『定陵註略』所載の「徐疏b」は「地方は合城团聚し、高衆を殺さんと欲す」と述べている。では、一体、四月十一日の事件は、どのように収束したのであろうか。すでに提示した「周紀事」「周縁由」は共に夜半まで続いた火災が鎮火したことを述べるだけである。それに対して「袁一疏」は当日の最後に「乃ち思わざりき、招安して衆を退けるを」と記していた。また「董紀」では、前掲の史料に続いて、次のように書かれている。

海道呂公純如・塩道李公思誠、恐難作、欲姑戢民、而図之同事、不可。

海道の呂純如公と塩道の李思誠公は、災難が起るのを恐れ、姑らく民を戢めようとして、これを同僚に図ったが、うまくいかなかった。

奈良修一も指摘するように、「董紀」にはともすれば呂純如を高く評価・顕彰する意図が込められている嫌いがあるが、ここでは呂純如・李思誠による「戢民」の努力が奏功しなかったと述べられているのである。

しかしながら、第二群の史料には、いくつか興味深い記述を見出すことができる。「洋考」は、四月十一日の最後を次のように結んでいる。

復從魏樓、射之放火、延燒民屋數十餘家。衆各奔潰。

〔高衆は〕また魏樓から、これ〔箭〕を射て火を放ち、民屋数十餘家を延焼させた。群衆は各々が逃散していった。

税監署を囲んだ群衆は周辺の「民屋数十餘家」が延焼するのを見て恐慌・狼狽したのか、自然に散っていったとい

うのが、張燮の見解である。それに対して「葉掲二」は「民屋数百間」の延焼を記した後に、

百姓聚集愈多、環起而攻之、地方官勸諭方散。

百姓の聚集は愈々多く、環起してこれ（税監署）を攻めようとしたが、地方官が説諭してやつと解散した。

と記している。周辺で火災が起こるなかで、激昂した群衆が税監署を襲撃しようとしたが、その場にいた地方官の説諭によって解散させることができたというのである。⁽⁶²⁾

以上のように、第一群の諸史料から四月十一日の事件が収束する過程を明確に窺うことはできないが、他方、第二群の史料によれば、当日の夜、火災が起こる中で、おそらくは夜半の鎮火に合わせて税監署を囲んでいた群衆は散っていったものと思われる。それが自然に散開したのか、或いは地方官の説諭によって解散したのか、は別にして。鎮火した後、税監署前に詰めていた「職等」がやつと各衙門に帰ることができたという「周縁由」の記述は、取りあえず、群衆による暴動の危機は脱したことを明示しているのではなからうか。

ところで、四月十一日における税監側の暴虐行為による被害状況は、翌日になって周順昌（閩県署知県）のもとに次々と伝達された。その状況を掻い摘まんで提示することにして。『周縁由』には、官側の報告二件および民側の訴え四件が記載されている。⁽⁶³⁾

(1) 閩県巡捕典史洪世法が伝えた「巡街応捕張龍」の報告

夜間に税監署から放たれた火箭によって「軍牢房一十六間」「民房二十九間」および「丙辰進士」「經国裕民」の「牌坊」二座が延焼し、「民房一十八間」が破壊された。税監署自体は延焼を免れた。

(2) 「居民鄭欽等一十八人連名」の呈文（「為亟救惨殃事」）

鄭欽等の家屋は「内監府前」に所在していたが、「内監人役」が「衆行」を追い払うために火箭を用いたことで彼らの「房屋」「家資産業」は灰燼に帰した。これは「天災」ではなく税監側の「虐禍」によるものである。

(3) 鄭国欽の投文（「為急救財命事」）

鄭国欽は「内監府辺」に居住して「売布」を活計としていたが、火箭によって「房屋二間・貨物七百餘両」が全焼した。

(4) 「連僉具呈人張心等四十四人」の訴え（「為亟救慘殃事」）

張心等は「内監府対門の住民」であったが、税監署から放たれた火箭による火災で「房屋・財産」は一空とした。

(5) 「連僉具呈人姚肖等八人」の訴え（「為殃苦慘傷事」）

姚肖等は「内監府左辺」に連なって居住していた。火災の最中に、消火活動をしていた息子の姚夏が税監の棍徒が放った箭で咽喉を負傷し、また鄭四も「棍刃」によって傷つけられた。

(6) 「馬夫」による負傷した被害者についての報告

「銅行」の朱鐸は刀で頭（「腦」）を負傷。「櫟木行」の樵少山・蔡廷機、「蟾魚行」の陳一郎、「炭行」の周一章・謝廷祖は刀で顔を負傷。「鉄匠」の潘六と「民」の謝応順は刀で頭（「頭」）を負傷。「民」の張公治は箭で喉を負傷。董九は箭で眼眶を負傷、等。

(2) (3) (4) (5)の民側の訴えに名を連ねた者は、併せて七十一名にのぼるが、彼らは「内監府前」「内監府辺」「内監府対門」「内監府左辺」とあるように、すべてが税監署の近隣・周辺の住民であった。彼らの多くは、税監側の火箭によっ

て家屋が全焼するという甚大な被害を受けたのである。それに対して(6)には「銅行」「櫟木行」「蟻魚行」「炭行」および「鉄匠」というように商賈・工匠の人名が記されている。ここに見える潘六・蔡廷機は「袁一疏」でも高案の「磨兵」によって「殺傷」された者として名前が挙げられており、(6)の被害者は税監署に代価を要求した者たちであることが分かる。また(1)は、税監署周辺の火災による被害状況をまとめたものと思われるが、張龍の報告によれば「該監衙門、未だ曾て延及せず」とあるように、税監署自体は延焼を免れたのであった。そうであるならば、「董紀」が記す「火を以て其の門を火く」という、混乱のなかで税監署の門が火災に遭ったという事実は存在しなかったことになろう。⁽⁶⁴⁾

一方、四月十一日の事件において、税監署周辺ではどれほどの死傷者が出ていたのであろうか。すでに提示した「袁一疏」には「潘六・蔡廷機等救命を殺傷す」と書かれていたが、「袁四疏」では「近日、潘六・蔡廷機等二十餘命を殺死す」となっており、袁一驥が把握したところでは、当日の死者は二十数名ということになる。⁽⁶⁵⁾後者の数値は「葉掲一」にも踏襲され、そこでは「該監、遂に左右をして行凶せしめ、二三十人を殺死す」と書かれている。⁽⁶⁶⁾

ただ「十一・十二日の異変の事情」を報告するように按察司から求められた周順昌は「周紀事」および「周縁由」において、それぞれ次のように述べている。「周紀事」には、

火之夜、有被傷死者四人、内外各二。税監妄調、内二人為本監奴子。時兵道未出、令兩県具棺進斂。

火事の夜、傷害を受けて死亡した者は四人おり、「税監署の」内外で各々二人であった。税監は妄りに謂っている。「内の二人は本監の奴子である」と。時に兵道〔呂純如〕は未だ〔税監署を〕出ていなかったが、〔閩・侯官の〕兩県に棺を具えて〔死体を〕斂めるようにさせた。

とあり、「周縁由」には、

縁、被傷身死、実有四人。有云均係良民、有云内有本監二人、一係本監自殺、一係病死。先蒙兵備道在本監衙門一内、諭令兩県、急備尸棺二具、送進装斂訖。

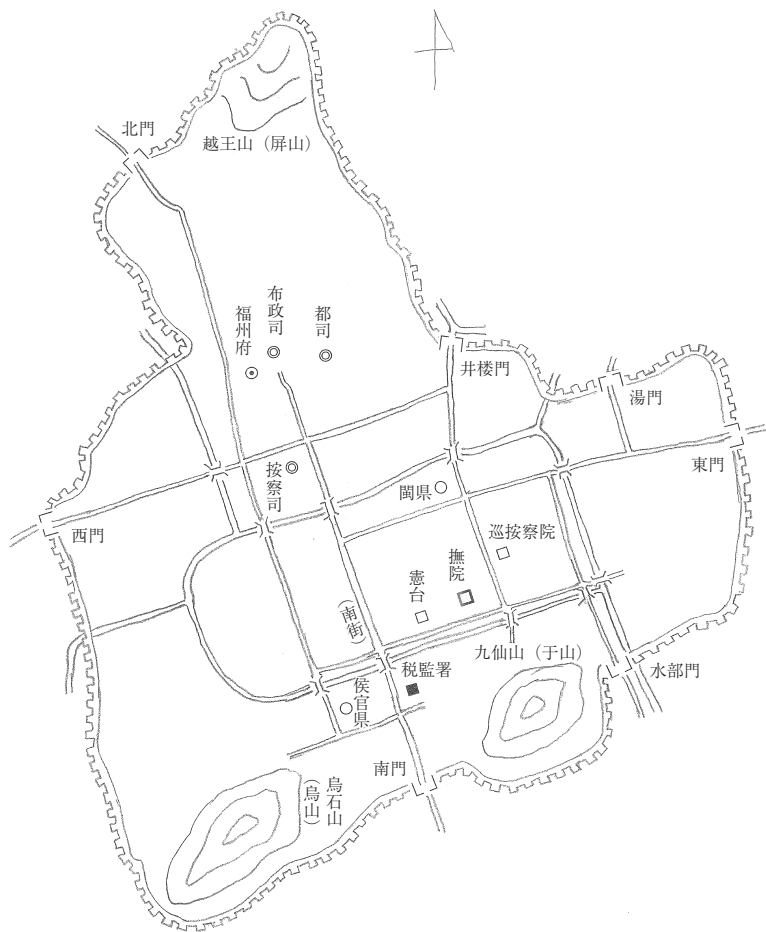
そもそも、被傷して死亡したものは、実に四人であつた。均しく良民であると言うものがおり、内に本監〔側の者〕が二人おり、一人は本監〔側〕の自殺で、一人は病死であると言うものがいた。先に兵備道は本監衙門内に居て、兩県に命じ、急いで棺二箱を備えて、〔税監署に〕送って〔死体を〕装斂するようにさせて終わつた。

とある。ともに同じ事柄について書かれたものであるが、周順昌によれば、十一日に死亡した者は四名であり、その内の二名は税監側の人間で、後述するように、十二日に税監署に拘束されていた兵備道（按察司僉事）呂純如の命令によつて棺が用意され、二体はそれに収容されたという。残りの二名は、税監署に押し寄せた群衆側の死者であつた。関連する史料として、袁一驥はまた「袁五疏」の中で、次のように記している。

其被殺潘六等屍親、見在号冤、白骨暴野、被燒鄭欽等露居、見無棲託、一望焦土。俱鑿鑿人有主名。此非臣以生為死、以偽為真也。

殺された潘六等の親族は、現に冤を叫び、白骨は野に曝されており、「家を」焼かれた鄭欽等は露居し、現に寄辺もなく、ただ焦土を望むだけである。俱に鑿鑿として「各」人には名前が有る。これは臣が生を死とみなし、偽を真としているのではない。

〔周縁由〕で「鉄匠」と書かれていた潘六は確かに死亡しており、或いは「袁一疏」に潘六とともに「殺傷」された者として名前の挙げられた蔡廷機（「樸木工」）もその一人であつたのかも知れない。結局のところ（福州民変）において、民の側の死傷者が実際にどれほどいたのか、は不詳といわざるを得ない。だが、少なくとも、直後の段階において、周順昌は死者四名と把握していたのである。



〔福州府城内衙門配置図〕

*①東亜同文会編『支那省別全誌』第14巻〈福建省〉、東亜同文会、1920年、附図「福州市街及馬尾港」、②野上英一『福州攷』台湾総督府熱帯産業調査会、1937年、所収「福州市街図」、③万曆41『福州府志』巻首、「府城図」、および④王応山『閩都記』巻3～巻9の記載を参照して作図した。

(iii) 四月十二日

《福州民變》における一連の事件のなかで、きわめて重要な意味をもつと思われるのが、四月十二日に起こった税監高案による巡撫袁一驥の拉致・人質事件とその後の一連の出来事である。首輔葉向高は、後に「古より以来、此の事、有るや否や」と振り返っている。⁽⁶⁷⁾

四月十二日の事件について第一群の諸史料は多くの紙幅を割いて伝えているが、ここではまず(a)「袁一疏a」(「袁一疏b」も併せて)および(b)「徐疏a」(同じく「徐疏b」も)から見ていくことにしよう。⁽⁶⁸⁾

(a) 十二日、案率領家兵二百餘人、蔽甲懷刃、乘臣以国喪、撤衛屏從之時候(撤圍之假)、以謁見為名、坐間突出_レ首。隨招各凶、露刃逼(劫)臣、諭衆使退。復挾副使李思誠・僉事呂純如、都司趙庭・張鶴独、要盟而始釈臣(云々。時慈聖上升、故云国喪)。

〔四月〕十二日、〔高〕案は家兵二百餘人を統率し、甲を着けて刀を持ち、臣が国喪によって、衛兵を撤去している時(囲いを撤去している暇)に乘じ、謁見を名目とするも、坐るとすぐさま_レ首を突き出した。次いで各凶を呼び、露刃で臣に逼り(を脅し)、群衆を諭して退かせた。復た副使李思誠・僉事呂純如、都司趙庭・張鶴独を強制して、盟約を〔結ぶように〕求め、そうして始めて臣を釈放した(云々。時に慈聖〔太后〕が昇天し、故に国喪と云う)。

(傍線部分は「袁一疏a」にのみ見えるもの、括弧()内は「袁一疏b」にのみ見えるものである)

(b) 十二日午時、案乗馬、身佩勅印、手執双刀、帶領參(隨)魏天爵・朱大等、各執兵器、突至撫臣轅門。時值聞詔居喪、兵役撤去。遂入至后(後)堂、將撫臣袁一驥并其子、挾之同行、往彼衙門。後見當兵救護、始同入憲台公署、团聚不散。臣諭三司勸解、薄暮方各回署。復挾副使李思誠・僉事呂純如、都司趙庭・張鶴独等、同至伊署。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

至四鼓、李副使同趙都司方回。呂僉事・張僉書、竟留宿署中、次日始出。復留同知陳多_ヲ在署。

〔四月〕十二日正午頃、〔高〕_{（高）} 案は馬に乗り、身に勅印を佩び、手に双刀を執つて、参〔隨〕の魏天爵・朱大等を引き連れ、各々は兵器を執り、俄に撫臣轅門に至つた。時に詔勅による服喪に当たつており、兵役は撤去していた。〔高案等は〕遂に入つて后〔後〕堂に至り、撫臣の袁一驥をその子も併せて、無理やり同行して、彼の衙門に往かせようとした。後に營兵が救護に来るのを見て、始めて共に憲台公署に入つたが、团聚は散開しなかつた。臣は三司に命じて解散するように説得させた。薄暮になつてはじめて各々は署に戻つた。〔高案は〕復た副使李思誠・僉事呂純如、都司の趙庭・張鶴翀等を強制して、共に彼の〔税監〕署に至つた。午前二時頃に至つて、李副使と趙都司ははじめて戻つた。呂僉事・張僉書は、竟に署中で留宿し、次の日に始めて〔税監署から〕出された。復た同知陳多を署内に留めた。

（同じく傍線部分は「徐疏a」にのみ見えるもの、括弧（ ）内は「徐疏b」にのみ見えるもの）

四月十二日の昼頃、武装した税監高案は「家兵二百餘人」を引き連れて突然、巡撫衙門（「轅門」）に乱入し、袁一驥およびその子息を拉致して税監署まで連行しようとした。当時、巡撫衙門では、慈聖皇太后の服喪のために衛兵による警護は行われておらず、その間隙に乗じた出来事であつた。道すがら「營兵」が駆けつけて来るのを見た高案等は、近くの「憲台公署」に飛び込んだのである。⁷⁰ その場で、高案は巡撫袁一驥を解放したが、按察副使李思誠・同僉事呂純如および都指揮使趙庭・同僉書張鶴翀を連行して税監署に戻つた。⁷¹ その後、李思誠・趙庭は夜半過ぎに解放されたものの、呂純如・張鶴翀は翌日まで留め置かれたのであつた。以上が、(a) (b) による十二日の事件のあらましである。

ただ、ここで留意しておきたいことが二点ほど存在する。第一に、「袁一疏a」では「諭衆使退」とあり、「徐疏a」

では「团聚不散」とあつて、高案が袁一驥を拉致して移動している間も、その周辺には群衆が集まつており、高案にとつてきわめて大きな脅威になつていたことである。そして第二に、「袁一疏^a」のみに見られるものであるが、税監署に入つた李思誠・呂純如等は高案に「要盟」され、その後、前者が解放されたということである。

次に、周順昌による「周紀事」を提示することしよう。

詰朝、告被傷被殺被災者、比比也。巳刻、見撫院袁公、言税監凶横、当与按君參之。余聞言心肯。午後、帰館、方清理案牘。急報、内監突然開門、横刀策馬、小衣背勅、隨梟勇家奴數十輩、各操利刃、疾馳軍門。太府諭公、以親乞婦在告、聞之駭甚、急偕僚属赴援。内監与都院最近、臬司・閫司次之、藩司遠矣。府更遠、趨至軍門、則税監諸凶、斬関直入内垣。袁公二子侍師側、俱被執。袁公驚出、税監臨以匕首、并挾出轅門、擁入憲台別署。吾鄉屯道李公思誠、兵道呂公純如、及閫司先至、府県官僚、与董戎事者次至。税監仍挾袁公、手示禁戢軍民、然後送公暨二子回院。両道尊以内監肆横、奉命来閫、無暇周計、偕閫司步送帰署。同寅三府龔公、勸余隨行、余曰不可。袁公既回院、余且返与太府商之、此藏謫計。内監果留両道、為卜夜飲。是夕、余先捕凶党之執刀、失墜者三人、昇府獄。漏已四徹、復昇閩県者、亦三人、皆凶党至戚。

翌朝、被傷・被殺・被災を訴える者が、次々とやつてきた。巳刻（午前十時頃）、撫院の袁（一驥）公に会つたところ、税監の凶横は、まさに按君（徐鑒）とこれを弾劾すべきである、と言つた。私はその言を聞いて心から首肯した。午後、〔理刑〕館に戻り、案牘を処理していた。急報があり、内監が突然開門し、刀を持って馬を鞭打ち、小衣（ズボン）には後ろに勅（印）をさげ、勇猛な家奴數十輩を従え、各々は利刃を持ち、軍門へ疾駆した、とのことであつた。知府の諭（政）公は、帰省による休暇に入つていたが、これを聞いて甚だ驚き、急いで僚属と共に〔巡撫の〕救援に赴いた。内監（署）と都院とは最も近く、臬司（按察司）・閫司（都司）はこれに次

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

ぎ、藩司（布政司）は遠かった。府は更に遠く、軍門に駆けつけたところ、税監の諸凶は、門を打ち破って直に内垣に入っていた。袁公の二子は塾師の側に居たが、共に捕らえられた。袁公は驚いて出たところ、税監は匕首を持って臨み、さらに脅迫して轅門を出て、憲台別署に引き入れた。わが郷の屯道李思誠公、兵道呂純如公、及び都司（の官）が先に至り、府・県の官僚と、軍事を統轄する者が次いで至った。税監はそれでもなお袁公を脅し、手ずから示して軍民に「騷擾を」禁戢させ、然る後に公と二子を送って〔撫〕院に帰るようにさせた。二人の道官は、内監の横暴によって、勅命を奉じて福建に赴任したが、計を周らず暇もなく、都司と共に歩いて〔高案を〕送って〔税監〕署に戻った。府の通判龔（以礼）公が、私かに随行するように勧めたが、私は「〔それは〕できない」と言った。袁公は既に〔撫〕院に戻り、私は帰って知府とこの件を商議した。これは欺瞞の計略を蔵していると。内監は果たして両道を留めて、夜通し飲もうとした。この夕、私は先に凶党の刀を持った者や〔屋上から〕墜落した者三人を捕らえ、府獄に託した。漏は已に四徹（午前二時頃）、復た閩県（の獄）に託した者も三人いたが、皆、凶党の親戚であった。

福州府推官周順昌は、その日の午前中、前日の事件をめぐる巡撫袁一驥との会見を終えて府の理刑館（推官署）に戻ったところ、税監高案が武装して撫院（「軍門」）へ向かったという「急報」が飛び込んできた。ほぼ事実関係のみを伝える「周縁由」の四月十二日の記載によれば、それは「未初時分」すなわち午後一時頃のことであり、「急報」は「馬夫李秀」によってもたらされたものであった。⁽⁷⁾そこで、周順昌は知府喻政および他の属僚等とともに現場へ急行したのである。その後の状況は「徐疏a」等の記載内容とほぼ同じであるが、高案が袁一驥を拉致して「憲台別署」に入り、「軍民を禁戢せしめた」後に巡撫を解放したことは、高案の過激な行動の事由を示唆するものだといえよう。

なお「周紀事」の末尾には、当日の夕方から夜半過ぎにかけて、税監側の「凶党」並びに「凶党の至戚」併せて六人が逮捕されて府・県の獄に入れられたことが書かれているが、「周縁由」では屯塩道李思誠の解放と併せて、次のよ

うに記されている。

更深時候、統奉軍門拿獲行凶税棍周聰・徐文・朱朝臣三名、發下閩県収監外、至四更二点時分、本監開門、送出屯道、仍留兵道在內。

夜更けの時分に、続けて軍門（の命）を奉じて凶悪な税棍の周聰・徐文・朱朝臣三名を逮捕し、閩県に命じて収監させたほか、四更二点（午前二時頃）の時分に至って、本監は開門し、屯道を送り出したが、なお兵道を〔署〕内に留めた。

第一群の史料として、最後に「董紀」の内容を確認しておきたい。なお、すでに述べたように、董応拳は四月十二日を「十四」と書き誤っている。

十四早、市上人各持稻草繩、繩采從燒場。鑿案牆、洞於杖屋。案從楼上望見、遂部勒群凶、裏面手刀、發銃乘馬出。百姓無器械、見銃崩裂。案遂直至軍門、斬関入、直入内堂、捉袁公袖行、欲同婦監。群凶亦捉其壻与先生。時予在烏石山太虚菴、讀書不知也。侯官金令君來告、且商召兵、既別去。予欲下山奔視、一門人苦諫。予曰公祖也必往。族子養河賛予決、遂從予步下山、有雨色滑甚。至南街、則聞軍門已歸院、塩道李・海道呂、已与案同入監所矣。問諸行人言、案劫軍門、至節鎮坊、遇營兵奔入。有陳珂者声鼓兵、皆拔刀挺鎗、軍門目止之。案色変。呂公方在按察司署中、聞報与李公斉出。輿人踟躕不欲前、呂叱前至節鎮坊。呂舍輿從、刀围中步入、与軍門挽手同行、李与二都閩從之、遂入憲台、競說案。案見救者至、大哭而手刀如故。趙都閩乘間奪其刀、呂助之、指見血縛焉。布政司寶公子偁、是日方理庫、聞之促輿夫、輿夫未集、益以隸令。理問李名芳從、亦至節鎮坊、聞道閩已列坐講解矣。遣理問諭案衆、毋妄動。參随朱朝臣、刀加理問、面恐之。寶遂不入、而軍門亦婦。案謂呂・李二公、若当護我。呂曰、有時差官護送汝也。案目撰之、又恨呂前節制其夫馬也。是夜独留呂、宿監所、呂坦然当之、不

万曆四十二年の「福州民變」をめぐる諸問題（一）

為意。

十四「日」の朝、市上の人は各々が藁縄を持っていたが、縄は焼場から取ってきたものであった。「彼らは高」案の牆に穴を穿ち、杖屋まで素通しとなった。「高」案は楼上より望見し、遂に群凶を率い、顔を「布で」包み手に刀をもち、銃を発して馬に乗り「門を」出た。百姓には武器も無く、銃を見て裂けるように散っていった。案は遂に直ちに軍門に至り、門を打ち破って入り、直ちに内堂に入って、袁「驥」公を捉えて引き連れ、共に「税」監「署」に戻ろうとした。群凶はまたその増と先生を捉えた。時に私は烏石山の太虚菴に居り、読書をしていて「事件を」知らなかった。侯官知県金「元嘉」君が「事件を」告げに来て、且つ兵を動員することを商議し、既に別れて去った。私は山を下りて見に行こうとしたが、ひとりの門人が強く諫めた。私は言った。「知府も必ず行くに違いない」と。族子の「董」養河は私の決断に賛成し、遂に私に従って歩いて山を下りたが、雨模様で「足が」滑ること甚だしかった。南街に至ると、則ち軍門は已に「撫」院に帰り、塩道李「思誠」・海道呂「純如」が、已に「高」案と共に監所「税監署」に入っていた。道行く人に聞いたところ「次のように」言った。「案が軍門を拉致して、節鎮坊に至ると、官兵が駆けつけて来るのに遭遇した。陳珂なる者が兵を鼓舞したところ、皆は刀を抜いて鎗を構えたが、軍門は目でこれを止めさせた。案の「顔」色は変わった」と。呂公は按察司署の中に居たが、一報を聞いて李公と共に出向いた。輿人は躊躇して進もうとしなかったが、呂は叱って節鎮坊まで至った。呂は輿従を捨てて、「官兵の」刀が囲む中に歩いて入り、軍門と手を携えて共に行き、李と二人の都司がこれに従い、遂に憲台に入り、競って「高」案を説得した。案は「自分を」救ってくれる者が至ると、大声で哭いたが、手の刀はもとのままであった。都司の趙「庭」は間に乗じてその刀を奪い、呂がこれを助けたところ、指には血の筋が見えた。布政司の寶子僂公は、この日、「広積」庫を整理していたところ、これを聞いて輿夫を促そうとしたが、輿夫が未だ集まらず、隸令によって「人員を」増やした。「布政司」理問の李芳庭も、節鎮坊に至ったが、道「台」・都司が已に列坐して「巡撫の」解放を請じているのを聞いた。理問を遣わして案衆を諭し、妄動し

ないようにさせた。参隨の朱朝臣は、刀を理問に加えようとし、顔でこれを恐れさせた。寶は遂に〔憲台に〕入らなかつたが、軍門は〔撫院に〕帰つた。〔高〕案は謂つた。「呂・李二公、汝らは当に我を護るべきである」と。呂は言つた。「その時は差官が汝を護送する」と。案は目でこれを睨み、また呂が以前、その夫馬〔の役〕を制限したことを恨んでいた。この夜、独り呂だけを監所に留宿させたが、呂は平然とこれに当たり、意に介さなかつた。

四月十二日の当日、董応挙は烏石山中の「太虚菴」で「読書」していたところ、来訪した侯官県知県金元嘉によつて、巡撫袁一驥が税監に拉致されたという一報を聞いた。その後、族姪の董養河とともに山を下つて南街の税監署に近接するところまで出向いたのである。だが、その時にはすでに巡撫袁一驥は撫院に戻つていたという。また按察司僉事呂純如等が駆けつけて「憲台」に入つた後、袁一驥を解放するように高案を説得し、都司の趙庭が高案の刀を奪い取つた様子も、臨場感溢れる筆致で董応挙は書き残している。さらに左布政使の寶子偁が「憲台」のある「節鎮坊」まで来ていたことも記されている。寶子偁は「憲台」のなかに入ることはなかつたが、そのことが後々、大きな問題となるのであつた。

ところで、巡撫袁一驥を拉致した高案が税監署へ向かう途中で、彼らは群衆に囲まれ、或いはそこに「營兵」が駆けつけるといふ事態に至つていた。⁽⁷⁵⁾むしろ、營兵や群衆が高案等一行の周辺を囲んで圧力をかけ、その場で「まさに高案を殺そうとした」ようである。⁽⁷⁶⁾従つて、やむを得ず、高案等は「憲台」に駆け込まざるを得なかつたといえよう。では、そもそも当日、高案はなぜ武装して税監署を出ると、撫院に突入して袁一驥を拉致するという、きわめて異様な行動に出たのであろうか。袁一驥・徐鑒・周順昌の史料はそのことを全く語っていないが、「董紀」では「市上の人」が税監署の扉に穴を空けたことが記述されている。

他方、第二群の史料に当たる「洋考」は、十二日の事件について次のように叙述している。

次早、遠近不平、各羣聚闔署、約数千。衆露刃躍馬、率甲士二百餘、突犯中丞台。是時皇太后哀詔新至、轅門解嚴、衆斬闕而入。一驥叱曰、汝反耶。衆見一驥辞鋒忼慷、意為少阻、未敢遽犯。但劫一驥俱出、步至憲台。会副使李思誠・僉事呂純如・都司趙程等、後先繼至、始积中丞返署、而諸司与衆偕還。時万姓走護、大兵徐集、一殺案無難。諸司慮傷国体、以理解散之曰、衆休矣。明旨自有处分。無狂闘也。衆乃解去。

翌朝、遠近〔の者たち〕は〔心中〕平らかならず、各々が闔署〔税監署〕に群集し、およそ数千人になった。〔高〕衆は露刃を持って馬を走らせ、甲士二百餘〔人〕を率いて、突然、中丞台〔撫院〕に侵入した。この時、皇太后の哀詔が新たに至り、轅門は嚴戒を解いていたが、衆は門を打ち破つて入った。〔袁〕一驥は叱つて言つた。「汝、反するか」と。衆は一驥の語氣が激昂するのを見て、意は少しく殺がれ、未だ敢えて遽かには犯さなかつた。ただ一驥を拉致して共に〔撫院を〕出て、歩いて憲台に至つた。ちょうど副使李思誠・僉事呂純如・都司趙程等が、前後して次々と至ると、始めて中丞〔巡撫〕を解放して署に歸した。そこで諸司は衆と共に〔税監署に〕戻つた。時に万姓は歩きながら〔袁一驥を〕護り、大兵も徐々に集まつて、衆を殺すことも難しくはなかつた。諸司は国体を傷つけることを慮り、〔道〕理によつて解散させようとして言つた。「衆は休めよ。〔皇上の〕明旨には自ずから〔高衆の〕処分が有る。狂闘してはならない」と。衆はそこで散開して去つた。

張燮は、前日に引き続き、朝から「約数千」の群衆が税監署に押し寄せていたと伝えている。こうした状況に危機感を抱いた高衆は「甲士二百餘」を引き連れ、巡撫袁一驥を拉致して人質とするために撫院へ向かつたのであつた。高衆のきわめて異常な行動は、二日間になつて押し寄せた群衆のパワーに対して恐慌をきたしたものだと思われる。そうした意味で「洋考」の記述は整合性のあるものとなっているのである。

以上、第一群の諸史料を中心に、四月十二日の事件の具体的な経過について見てきたが、およそ次のようにまとめることができる。

四月十二日は、朝方から多数の群衆が税監署に詰めかけていた。そうした状況に恐慌をきたした税監高案は自ら武装するとともに、配下の者たちを引き連れて巡撫の衙門へ突進した。時に慈聖皇太后の服喪のために警護が撤去されていた撫院に押し入った高案は、巡撫袁一驥を人質とするために武力で拉致して税監署へ連行しようとしたが、周辺を取り囲む群衆や駆けつけた官兵によつて進路を塞がれ、やむなく近くの憲台署へ一時的に避難した。その頃には各レヴェルの地方官たちが現地へ急行していたが、袁一驥または按察司副使李思誠・同僉事呂純如等が主導する説諭によつて群衆は解散すると同時に、袁一驥は解放されて撫院に帰還したのである。だが、李思誠・呂純如および都司の趙庭・張鶴翀は高案に同行して税監署に戻ったが、両者の間で何らかの盟約が結ばれ、夜半過ぎには李思誠等が解放された。それにも拘わらず、呂純如は事実上、税監署に拘束されて一夜を過ごしたのであった。

本節の最後に、高案による袁一驥の拉致・連行に関連して、奈良修一が注目する「流言」の問題を取りあげること⁽¹⁷⁾にしたい。それは康熙『福建通志』の袁一驥の伝に見える、

案馳入轅門請救、一驥叱曰、爾虐吾民、何救為。案邀至通衢、百姓羣將殺案、一驥諭止之。俄流言、以一驥鼓民、与案為難。

〔高〕案は轅門に駆け込んで助けを求めたが、〔袁〕一驥は叱責して〔次のように〕言った。「爾は吾が民を虐げたのであるから、どうして助けることができるか」と。案は〔袁一驥に〕求めて通衢に至った。百姓は群集して案を殺そうとしたが、一驥は諭してこれを止めた。俄にデマが流れた。〔袁〕一驥は民を扇動して、案に難をもたせうとした、と。

という記載である。このときの群衆の行動自体が袁一驥に扇動されたものだったというのが、流されたデマゴギーの内容である。事件が収束して税監が撤回された後、袁一驥を称揚するために「袁公祠」が建造されたが、そこに寄せられた葉向高の「生祠記」には、次のような記述が存在する。

又率其党介而馳、闖入轅門、以請救為辭。公叱曰、爾虐吾民、何救為。時蚤衙初散、公方坐鈴閣、治文書、旁無侍者。案挽公出至通衢、則介士畢集、將殺案、公目止之。觀察李公・呂公聞變、冒白刃馳至、以大義責案。公遂歸署、与直指徐公、走急足聞于天子。時余在編扉、亦具為上言案所以虐閩狀、上心動。而案党多為流言謂、公実鼓民、与案為難。

〔高案は〕またその武装した一党を率いて駆けつけ、轅門に闖入し、「救つて欲しい」と述べた。〔袁一驥〕公は叱つて〔次のように〕言つた。「爾は吾民を虐げたのに、どうして救えようか」と。早朝から衙〔兵〕は撤しており、公はまさに鈴閣に坐して、文書を治めており、旁に侍る者もいなかった。案は公を連れて通衢に出たが、則ち兵たちがみな集まり、まさに案を殺そうとした。公は目でこれを止めた。觀察（道台）の李公・呂公は變を聞いて、白刃をも顧みず駆けつけ、大義をもつて案を責めた。公は遂に〔巡撫〕署へ戻り、直指（巡按）の徐公と、急使を走らせて天子に上聞した。時に余は内閣に在り、また具さに〔高〕案が福建を虐げた状況を上言したところ、上の心は動かされた。そこで案の党は多く流言を広めて〔次のように〕謂つた。〔袁〕公は実に民を扇動して、案に難をもたらそうとした」と。

税監高案が巡撫を拉致するという前代未聞の行動に対して、巡撫・巡按による高案弾劾の上奏、さらには首輔による「虐閩」の上奏が行われたことで、万曆帝の「心」は動かされたという。それに対抗するように、デマは高案の側（「案党」）から流されたというのが葉向高の見解である。康熙『福建通志』の記事は、明らかに「生祠記」を踏襲した

ものだったのである。それと同時に、《福州民変》において、民衆による具体的な行動が何によって「激発」されたのか、という点をめぐり、巡撫をはじめとする地方官と税監側との間で微妙な《綱引き》が行われていたことを、当該の「流言」の存在は明示しているといえよう。

(iv) 四月十三日

前節で提示した「徐疏a」（「徐疏b」）の末尾には、「呂僉事・張僉書、竟に署中に留宿し、次日、始めて出づ。復た同知陳多を留めて在署せしむ」と書かれていた。四月十三日に呂純如・張鶴翀が解放される一方で、新たに福州府同知陳多が税監署に人質として囚われの身となったのである。陳多の拘留は、まさに呂純如の身代わりとして行われたものであった。⁽⁷⁹⁾

陳多拘留の件については、まず「周縁由」から見ていくことにしよう。

至十三日辰時、本府龔通判、以奉兩道面諭到県、將原發監犯三名取出、給賞新衣帽、送還本監。本日未時、又蒙屯道於軍門前、令本府県官遵依、前謁兵道、当蒙本道責令本府同知陳多相代。該監即將同知拘留、始送出兵道。彼時卑職、実未同進、不敢欺昧。続又屯兵兩道、諭令龔通判・姚経歴・孫知事、節次進換、該監不允。陳同知至今、拘留在內。

十三日の辰時（午前八時頃）に至って、本府の龔通判が、兩道の面諭を奉じて県（衙門）に到り、もともと監獄に入れた犯人三名を（獄から）出し、新しい衣服を支給して、本監まで送還させた。本日の未時（午後二時頃）、また屯道（李思誠）が軍門前において、府県官に遵依するように命じ、兵道（呂純如）に会いに行かせたところ、その場で本道（兵道）は本府の同知陳多に（人質を）交替するよ

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

うに命じた。該監は即ちに同知を拘留し、始めて兵道を「税監署から」送り出した。その時、卑職は実際には未だ共に行かなかったが、敢えて「そのことを」欺昧するものではない。続いてまた屯・兵の両道は、龔通判・姚經歷・孫知事を諭して、順番に交替させようとしたが、該監は許さなかった。陳同知は今に至るまで、その内に拘留されている。

税監署に呂純如の身代わりとして同知陳多を拘留することは、李思誠・呂純如の主導のもとに行われた。彼らはまた府の属僚である通判龔以礼・經歷姚儀および知事孫得仁をも輪番で〈人質〉に充てようとしたが、高案に拒絶されたのであった。⁽⁸⁰⁾ こうした税監署に人質を差し出すことは、高案と李思誠・呂純如の間に結ばれた「盟約」の内容の一つであったと思われる。さらに、ここでは「両道の面諭」を受けた通判龔以礼によって「原発の監犯三名」の釈放が閩県に命じられ、実行されたことが明記されている。「監犯三名」とは、前日の深夜、巡撫袁一驥の命によって閩県に収監された「行凶の税棍周聰・徐文・朱朝臣三名」を指しているといえよう。

ところで、上述の「周縁由」では「彼の時、卑職、実に未だ同に進まず」と事実関係を淡々と伝えるのみであったが、呂純如は陳多ではなく、周順昌を税監署に拘留させようとしたようにも思われる。そうであるならば、周順昌と呂純如等との間にはすでに軋轢の芽が萌していたことなるう。⁽⁸¹⁾ 第二群の史料ではあるが、「定陵」には「周紀事」および「周縁由」には見られない記載が存在する。呂純如の解放と陳多の拘留に対する周順昌の心情が、次のように綴られている。

十三日、思誠行県、将昨発監犯田聰等三名取出、給賞新衣帽、送還高案。又令府県官、往謁呂兵道、周推官堅拒不可、謂、今日欲図万全、出監司于危地、惟有合文武將吏、為纓冠之救、令其不得不出、庶幾士大夫之氣、不至靡焉尽喪。若徒以二三属吏、往謁税監之庭、手板旅進、何以成礼。且代非所宜令也。自黑綬以降、孰非天子之命

吏、而此积彼繫、如詛三物。又非為臣死忠、為子死孝之地。代胡可令耶。力謝不往。喻知府・陳同知、遂入稅署、謁呂純如。純如請以陳同知自代、案乃聽純如出。

十三日、〔李〕思誠は県に命じて、昨日、監獄に入れた田聡等三名を〔獄から〕取り出し、新たな衣服を給して、高案〔のもと〕に送り還させた。また府県官に命じて、呂兵道に会うために〔税監署へ〕往かせたが、周推官は堅く「できない」と拒絶し、〔次のように〕謂った。「今日、万全を図ろうとするのであれば、監司〔呂純如〕を危地から出し、ただ文武の將吏を合わせて、「纓冠の救」を行い、そのもの〔高案〕に出さざるを得ないようにさせるだけである。〔そうすれば〕士大夫の氣概が、弱まって尽く喪われることには至らないであろう。もし徒らに二三の属吏が、往つて税監の署内で会い、手板をもつて〔官として〕一同で進んだならば、どうして礼を成したといえようか。且つ代理は宜しくさせるべきものではない。黒綬〔の印を授けられて〕以降、誰か天子の命吏でないことがあろうか。しかるに此のものを釈放して彼のを拘禁するとは、三物〔六德・六行・六藝〕を呪詛するが如きものである。また臣が忠に死し、子が孝に死す地と為すものではない。代理はどうしてさせるべきであらうか」と。務めて謝絶して往かなかつた。喻知府・陳同知は、遂に税〔監〕署に入り、呂純如と会見した。純如が陳同知を自分の身代わりすることを願つたところ、〔高〕案は純如が出たことを聞き入れた。

税監側の意向を唯々諾々と受け入れた李思誠・呂純如によつて、税監署へ純如に会いに行くことを命じられた周順昌は、それを断固として拒否したのであつた。それと同時に、ここには税監高案との間で妥協的対応を図ろうとする李・呂の両者に対して、あくまでも「士大夫」として、また「天子の命吏」として、原理・原則的対応を行おうとする周順昌の姿勢が明示されているといえよう。結局のところ、十三日の午後、知府喻政と同知陳多が税監署へ赴き、後者が呂純如に代わつて拘留されることになったという。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

さて、税監署における福州府同知陳多の拘留はきわめて長期にわたった。袁一驥は、上奏文のなかで度々、そのことに言及している。「袁二疏」には、

先劫臣以諭散百姓、次挾道臣為城下之盟。因恨同知陳多、盤詰其開洋海船、喝兵拘執、擁入稅府、自十三日至今、未有釈放之期。

〔高案は〕先に臣を拉致して百姓を説諭で解散させ、次に道臣を拉致して〔屈辱的な〕「城下の盟」を結ばせた。同知陳多が、その出航する海船を査問し、兵に命じて拘束したことを恨み、稅府（税監署）に入れさせた。〔四月〕十三日から今に至るまで、未だ釈放の時期は来っていない。

と記されている。「袁二疏」自体は陳多が拘留された後に書かれたものであるが、ここでは「城下の盟」とあるように、李思誠・呂純如の対応——高案との盟約——がやむを得ざる措置であったという袁一驥の認識も示されているといえる。

次に、おそらくは張變の節略によって「袁三疏」には見出すことができないが、『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、六月には「福建巡撫袁一驥、逆闖久繫府官、閩省變在呼吸等事」として「袁三疏」と同じ上奏が引用されている。そこには、

高案將福州府海防同知陳多、禁制私牢、声息不通者、已二十二日矣。

高案は福州府海防同知陳多を、私牢に拘禁し、声息が通じないようにしたことは、已に二十二日になる。

という記述が見られる。まさしく「袁三疏」は、四月十三日から二十二日後の五月五日に書かれたことになろう。さらに「袁五疏」には、

如案僂辱陳同知、囚繫三月、兩次大行皇太后詔到。凡在臣工、俱出郊恭迓。案深拱不臣、且怙終拘執陳同知如故。曾不得出塗炭、以尽臣礼。此非臣以积為禁也。

〔高〕案が陳同知を辱めるが如きは、囚繫すること三月になる。〔その間〕二度も大行皇太后の詔が到っている。凡そ臣工に在っては、俱に郊外に出て恭しく迎えるものである。案は深く拱ねいて臣〔の道〕を行わず、相変わらず陳同知を拘禁することは故の如くであった。どうして塗炭〔の苦しみ〕から出して、臣礼を尽くすことができないことがあるか。これは臣が釈〔放〕を〔囚〕禁としてゐるわけではない。

とあり、陳多は拘留から三カ月を経ても、相変わらず税監署から解放されてはいなかった。〔袁五疏〕は、七月半ばに書かれたものだったのである。^②陳多がいつ頃、解放されたのか、については、諸史料のなかに明確な記述を見出すことができず、現時点では不詳である。

ところで、高案は何故、このように長期にわたって同知陳多を拘留したのであろうか。袁一驥は「袁四疏」のなかで、

其長繫陳多、欲于興兵屠省之日、拘于軍前為質。

陳多を長く拘留しているのは、挙兵して省城が屠られようとする日に、軍前に拘束して人質にしようとしているからである。

と述べ、また

今閩民榜示通衢、欲殺案以救多、并雪殺人放火之讐。案日夜治兵、欲行屠滅。案与閩民、已成不共之勢、即臣等多方撫戢、諭以待旦、而衆怒鬱勃、窃発難料。

今、閩民は通衢に榜示し、〔高〕案を殺して〔陳〕多を救い、併せて殺人・放火の讐を雪ごうとしている。案は日夜、兵を治めて、屠

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

減を行おうとしている。衆と閩民とは、已に「天を」共にしない（不俱戴天）という勢に成っており、即い臣等が多くの方法で撫戢し、勅旨を待つように諭しても、衆怒は鬱勃としており、窃かに「激変が」発するかは料り難い。

と伝えている。他方、葉向高も『蘧編』巻九において、

次日、以同守陳多代之、呂乃出。衆嚴兵自衛、省城大擾、謂變且丕測。

次の日、同知陳多を身代わりとして、呂（純如）は「税監署から」出た。「高」衆は兵に厳しく自衛させているが、省城は大いに掻き乱されており、変乱はまさに不測（の状況）にあると思われた。

と記している。福州府城内は依然として不安定な状態にあり、いつ「激変」が起こっても不思議ではないという状況が継続していたのである。従って、高衆の側にとって「人質」として陳多を拘留しておくことは、民変が起こって税監署が襲撃されるという事態を回避するために、きわめて大きな意味合いをもつものだったといえよう。

（v） 四月十四日

四月十四日に至ると、局面は新たな展開を見せることになる。周順昌は「周紀事」のなかで憤りもあらわに、次のように叙述している。

十四日、税監旧役三十人、持檄下府、与捕館及両県、反以放火殺人、乗機劫財、移殃於民、欲追捕。延平司李鄒公維璉檄来、余開而読之、不覺奮衣振起、拳茶甌擲地曰、異哉鄒公之為見也。今日之事、全以鎮撫地方為主。此檄一行、變不在税監、將在地方、罪不独在地方、將在守土。且撫院之疏、不幾虚乎。余弗行、并力阻館若県。時龔公執兩人囚禁云、獲税監之鹿皮者、方欲解道。民大騒動。余都釈之、民心乃安。余鬱鬱抱憤。適直指憲檄、督

以申報殺人放火緣由。遂扼實呈詳、其間多微詞、閱者訝其直也。余萌浩然歸志。

十四日、税監の旧役三十人が、檄を持って府に下し、〔それは〕捕館及び兩県に与えられたが、反って「放火・殺人を行い、機会に乗じて財物を劫奪した」ことで、禍を民に移し、追捕することを要求するものであった。延平司李（推官）の鄒維璉公の檄が届けられ、私が開いて読んだところ、思わず衣を奮って立ち上がり、茶碗を地に投げつけて言った。「異なるかな、鄒公の識見は。今日の事、全て地方を鎮撫することを主と為すとは」と。この檄が一たび行われたならば、変（の原因）は税監に在らず、地方に在ることになり、罪はただ地方に在るのみならず、守土（の官）に在ることになる。且つ撫院の上奏は、幾んど虚偽にならないことがあるうか。私は〔檄のとおりには〕行わず、併せて務めて館および県（が行うこと）を阻止した。時に龔（以礼）公は二人を捕らえて囚禁して云った。「税監の鹿皮を盗んだ者であり、まさに道台に移送しようと思う」と。民は大いに騒いだ。私がこの者たちをすべて釈放したところ、民心は安定した。私は鬱鬱として憤りを抱いていた。たまたま直指（巡按）の憲檄があり、「殺人・放火の緣由」を報告するように促された。遂に事実に拠って呈詳したが、其の中には微詞（婉曲な批判）が多く、閲読した者はその正直さを訝った。私には浩然として帰郷するという考えが萌した。

すでに述べたように、「周紀事」は周順昌自身の思いや感情が表出されている箇所が見られるが、ここでは事実関係のみを抽出することにした。

四月十四日になって、税監署から福州府の捕盜通判および閩県・侯官県の両知県に対して「火を放ち人を殺し、機に乗じて財を劫す」という容疑で「民」を逮捕するように命ずる「檄」が届けられた。⁽⁸³⁾後述するように、それは前日に解放された兵備道呂純如によって出されたものであった。⁽⁸⁴⁾また福建の〈山区〉に位置する延平府の推官であった鄒維連の「檄」も周順昌のもとに送られて来た。後者は「地方の鎮撫」のみを目的とする、全く順昌の意に添わない内

容であつたという。⁽⁸⁵⁾その後が続く「此の檄、一たび行わるれば」の「檄」は前者、すなわち「税監旧役」によつてもたらされた呂純如の「檄」を指している。⁽⁸⁶⁾それを受けた通判龔以礼によつて二名の「民」が逮捕され、一時「民は大いに騒動」したが、その二名を周順昌が釈放したところ、危険な事態は回避することができたのであつた。

一方、「周縁由」には日付が明記されていないが、呂純如による「憲牌」が収録されている。これが「周紀事」に書かれた「税監旧役」がもたらした「檄」だと思われる。また「定陵」では、十四日のところに節略したものが載せられているが、ここに「周縁由」の「憲牌」の記事を提示することにした。

又奉兵備道憲牌、為地方事。照得、税監積惡、虧損各人物価、自有兩院・司道、替小民作主、何得聚衆、攻門圍屋、放火傷人。且查、攻門放火者、原非有身家各舖行、俱係游手市棍、意在乘機劫財耳。如此乱民、漸不可長。除税監聽兩院會題、請旨撤回外、所有放火傷人、倡乱首惡、相応訪拏。為此牌仰臬官吏、即密訪十一日晚放火、十二日傷人、糾衆行凶首惡、的確姓名、擒拏解道、以憑處治。若復再為姑息、置之不問、成何法紀、成何世界。其各街舖甲、因何不収斂間人、聽其群聚撒潑。巡捕官仍嚴行曉諭遵守、毋容玩違、等因到臬。

また兵備道の憲牌「地方の事の為に」を奉じた。調査したところ、税監の積悪は、各行の代価を虧損したが、自ずから兩院・司道が、小民に替わつて責任を負つており、どうして衆を聚めて、「（税監署）の門を攻め屋を囲んで、火を放ち人を傷つけてよいであらうか。且つ查べたところ、門を攻めて火を放つた者は、原より一家をもつ各舖行ではなく、俱に游手・市棍に係り、意圖するところはただ機會に乗じて財物を劫奪することのみに在つた。このような乱民は、助長してはならない。税監については兩院が會題し、勅旨によつて撤回するように上請することを待つのを除いて、あらゆる火を放つて人を傷つけ、騒乱を唱道した首謀者については、相応に搜索・逮捕すべきである。この為に牌によつて臬の官吏に命じて、即ちに十一日晚に火を放ち、十二日に人を傷つけ、衆を糾めて凶行に及

んだ首謀者を密かに搜索し、的確な姓名をもつて、逮捕して道台に送り、そうして処罰するようにせよ。もし復た再び寛大に扱って、これを不問に置いたならば、どのような法規を成し、どのような世界を成すことができようか。各々の街の舖甲は、どうして間諜（のような者）を調べもせず、そのものが衆を聚めて騒乱を起こすのを許したのか。巡捕官はやはり厳しく説諭して遵守させ、輕んじて違反するのを許してはならない、等のが県に到った。

内容的には、四月十一日・十二日の事件に関与した「乱民」、特に「倡乱の首惡」の逮捕を命じたものであり、併せて各街区の保甲組織である「舖甲」の責任にも言及するものであった。税監署から解放された直後——或いは解放される前——に、呂純如がこうした命令を発した所以は、おそらくは税監高衆との間でなされた「盟約」に関係していると思われる。この日を境に、周順昌は官を辞めて帰郷することを決意したという。

(vi) 四月十五日以後

その後も、税監側による無理難題の要求は続いていた。「周紀事」には、次のように記されている。

閏日、両道欲令県為税監修門葺牆、余終不承命。二守陳公出揭相迫、余独坐靜思。兩道尊与陳公、責我以有此県篆耳。不如封之。時四月十七日也。

日を経て、両道は県に命じて税監の為に門・牆を修繕させようとしたが、私は遂に命令を受け入れなかった。同知陳公は掲を出して迫ってきたが、私は独り坐って靜かに考えた。二人の道台と陳公とは、私がこの県印を有していることで責めているだけである。これ（県印）を封じるに如かず、と。時に四月十七日であった。

四月十七日には、十一日の事件で破損した税監署の門や塀の修繕を閩県の責任で行うように、李思誠・呂純如を通

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

じて命じられており、同様に拘留中の同知陳彥からもそれに対する催促がなされていた。だが、閩県の署知県であった周順昌はそれを拒否するとともに、県印自体を封印して使用しないこと、すなわち署知県としての対応を行わないことを決意したのであった。

六月に入ると、中央では福建税監を撤廃し、高案を帰京させるという決定が下されることになる。六月一日という日付のある、内閣首輔葉向高の上奏「遵命題主疏」は、それに対する上諭とともに『綸扉疏草』巻二七に収録されているが、次のような内容であった。

高案之拘留同知、人情惶惶、朝不謀夕。如使同知有意外之虞、則地方之禍愈深、案之罪愈大、将来更為難処。皇上諭臣以知道、知聖心已有一定之処分。惟蚤斷一日、則地方蚤安一日、而皇上亦省一日之煩聒。……奉聖旨、覽奏。……高案、朕即有処分、可候旨行。

高案が同知を拘留したことで、人情は惶惶としており、朝に夕を謀ることもできない（ほど状況は切迫している）。もし同知に意外の憂慮があれば、則ち地方の禍は愈々深く、案の罪も愈々大きくなり、将来は更に対処し難くなるであろう。皇上の上諭には臣に対して「知道了」とあるが、聖心には已に一定の処分が有るに違いない。ただ一日も早く断じたならば、則ち地方は一日も早く安んずることになり、皇上もまた一日の煩わしさを省くことになる。……聖旨を奉じたところ「奏を覽た。……高案については、朕が即ち処分を下すので、勅旨の行われるのを待つべきである」とあった。

葉向高の上奏に対して、万曆帝ははじめて高案の「処分」に言及したのであった。当該の上諭は、実録では六月五日条に記載されている⁽⁸⁸⁾。だが、高案に対する処分は、その後もさほど具体的に進展することはなかったようである。六月二十五日の掲帖（「請撤税監、及為各官給憑揭」）のなかで、葉向高は先の「処分」が出てから「すでに再旬」を

経過したにも拘わらず、「遅延して決せず」という状態が続いていることに言及している。⁽⁸⁹⁾

しかしながら、おそらくは葉向高による六月二十五日の掲帖を受けたものと思われるが、福建税監の撤廃と高案の「回京」を命ずる万暦帝の上諭は出されたのであった。実録に関連する記事を見出すことはできないが、錢一本『万暦邸鈔』万暦四十二年甲寅卷、六月には、次のような記載が存在する。

罷福建税監高案回京。福建巡撫袁一驥、税監流毒激變、致傷民命等事。有旨、這所奏内官高案、不諳事体、以致人心不安、激變地方。着撫按官、差的当官員、伴送來京。定奪。其原管福建税課、并兼摺広東税務、着帰併江西潘相、不妨原務、兼摺督理。待三殿工有次第、即奏請停止。其地方不安、撫按官出示、曉諭撫綏。

福建税監高案を罷免して帰京させる。福建巡撫袁一驥の、税監が毒を流して激變を引き起こし、民命を傷つけるようにした等の事について。勅旨が出された。これが上奏する所の内官高案は、道理を辨えず、人心を不安にし、地方を激變させるに至った。撫按官に命じて、適當な官員を派遣し、「高案を」伴送して京に來るようにさせよ。「その後、処分を」決定する。その原管の福建税課、並びに兼管する広東税務については、命じて江西〔税監〕の潘相に帰併し、原の税務を妨げないように、兼摺・督理させる。三殿の工事に、見通しが就くのを待つて、即ちに奏請して〔税監を〕停止させる。地方の不安については、撫按官が告示を出し、説諭して安撫するようになせよ、と。

内容的には明らかに福建税監高案を罷免して帰京させるといふものであり、福建の巡撫・巡按に対して高案に随伴する官員の選定をも命じている。『万暦邸鈔』には他の記事と同様に日付は明記されていないが、同じ上諭については「洋考」にも見出すことができる。「洋考」では、まず、

潘相江西税監也。上既撤案、命相兼摺閩中税務。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

潘相は江西の税監である。上は既に〔高〕案を撤回し、相に命じて閩中の税務を兼管させた。

と書かれており、この後に、次のような割註が附されている。なお、省略した部分は『万曆邸鈔』の「有旨」以下と全くの同文である。

四十三年六月二十八日、奉聖旨、……。該部院知道。七月十七日、邸報到閩。

四十三年六月二十八日、聖旨を奉じたところ、……。該部院、知道せよ、とあった。七月十七日、邸報が福建に届いた。

張燮は「洋考」において、当該の上諭が万曆四十三年（一六一五）六月二十八日に出されたものと理解しているが、おそらく「四十三年」は「四十二年」を誤記したものであろう。⁽⁹⁾ そうであるならば、上諭は万曆四十二年（一六一四）六月二十八日に発せられたことになる。⁽⁹⁾ そして、それが登載された〈邸報〉は同年七月十七日に福建に伝達されたのである。

この点に関連して、「董紀」には同年五月以降のことも記述されている。五月に入って、福州の米価は高騰した。米穀不足を解消して米価を低減させるために、左布政使竇子偁・兵備道呂純如の両者が尽力したことを特記した後、董応挙は次のように伝えている。

而予亦出山矣。抵延津、乃聞撤案之旨。……竟以是得旨、撤案回矣。時蓋六月某日也。案聞報、固不肯發。廉訪蕭公近高、公始至、与竇公日促之歸。呂公設謀、遣部下將士、陰散其党、將内乱。至九月、案乃發。其凶党収縛殆尽。

そうして私は〔三〕山（福州）を出た。延津に到ると、乃ち〔高〕案を撤回するという上諭〔が出たこと〕を聞いた。……竟にここに上諭を得て、〔高〕案を撤して〔京へ〕戻すことになった。時に蓋し六月某日である。案は報を聞いても、固より〔福州を〕發つこと

を肯んじなかった。蕭近高公から聞いたところでは、公は着任するやいなや、寶〔子僞〕公と共に日々、この者（高案）に帰〔京〕するように促した。呂〔純如〕公は謀を設けて、部下の將士を遣わし、陰ながらその党を解散させようとしたが、〔危うく〕内乱になりかけた、とのことであった。九月に至つて、案は乃ち出發した。その凶党は捕縛され、殆どが尽きた。

〔福州民變〕が起こつた時期、一時的に帰郷していた董応挙は、北京へ戻るために福州を離れた後で高案の「撤回」という消息に接したのであった。その上諭は「六月某日」のものだという。だが、高案はその後もしばらくは福州に居座り続けたが、寶子僞や蕭近高（福建按察使）に促され、九月になつてはじめて北京に向けて福州を出發したのである。^②

しかしながら、「撤回」の上諭が出てから九月までの間においても、高案の地方官に対する要求は止まることがなかった。周順昌は、同年の挙人で同郷の朱陞宣に宛てた書簡のなかできわめて具体的に言及している。^③その書簡である『忠介燼餘集』卷二、「与朱德升書二」には、次のように書かれている。

八月十四日、有海道中軍徐大用、指松陵名、送監梃告詞於龔糧館、口称、呂爺著館追還原物。糧館不敢論是非、大半捕民到署追理。所捕之民、又奄奄一病夫也。弟聞之、急往問龔公、以事涉兩難、攢眉蹙額、問計於弟。弟曰、名義至重、鬼神難欺。吾輩在地方、唯知有百姓。前以監梃未受斧鉞、争之甚力。即告詞果真、奪之閩民、還之閩民、原不為過。況惡監之劫奪撫道、拘囚府佐、在明旨未下之先、誑詞捏告、擾害地方、反在明旨撤回之後。則其咆哮愈肆、視閩中幾無人矣。執一府佐、復驅一府佐追賊、可乎不可乎。所追之民、係一病夫、万一刑威稍加、斃之庭下、使人謂府君殺百姓、以媚罪監、寧不貽天下万世羞哉。不特此也。当東奔西逐之時、愚民之得財者、奚止一兩人。重於好財、輕於為乱、情也。忽聞府館追賊、人人自危、肘腋之間、更生叵測、則所害愈大。龔公唯唯、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

欲以所追贓物解道。弟索於堂上、将尽付烈燄。龔公苦甚而止、遂収之庫。越二日、見撫台以此事相告、撫台亦心首俱肯。於是出示、嚴禁監棍、八閩歡声雷動。

八月十四日、海道中軍の徐大用が、松陵の名のもとに、監棍の龔糧館への告詞を送つてきて、「次のように」述べた。「呂爺は〔糧〕館に命じて原物を〔税監署に〕追還させる」と。糧館は敢えて是非を論ずることもなく、大半は民を捕まえ、署まで連行して追及した。捕らえられた民は、また息も絶え絶えの一人の病夫であつた。私はこれを聞いて、急ぎ〔糧館へ〕往つて龔公に問ひだしたところ、事は両難に涉つており、眉をしかめて苦慮し、「どうすれば良いか」目論見を私に聞いてきた。私は言つた。「名義は至つて重く、鬼神は欺むくことは難しい。吾々は地方に在つて、ただ百姓がいることを知るだけである。以前は監棍が未だ斧鉞を受けておらず、力を尽くしてこれと争つた。たとい告詞が果たして真だとしても、これを閩民から奪つたのだから、これを閩民に還すのは、原より過ちではない。ましてや悪監が撫・道を拉致し、府佐を拘禁したことは、明旨が未だ下されない先に在り、誑詞を捏造して告訴し、地方を擾害したことは、反つて〔税監〕撤回の明旨が下された後に在るのだから。則ちその咆哮は愈々酷くなり、閩中を視ることはほとんど無人のようである。一府佐を捕らえ、また一府佐を驅り立てて贓物を追徴させることは、可であろうか不可であろうか。追及された民は、一病夫であり、万一、刑罰の威力が稍も加えられ、この者を官衙で死亡させたならば、人に「府君が百姓を殺して、罪ある税監に媚びた」と言わせることになる。どうして天下に万世の羞を遺さないことがあろうか。ただこればかりではない。東奔西走の時に当たつて、愚民の財を得る者は、どうして一人・二人だけであらうか。財を好むことを重んじ、乱をなすことを軽んずるのは〔人〕情である。忽ち府館が〔民から〕贓物を追徴したと聞いたならば、人々は自ずから危ぶみ、目と鼻の先で、更に不測〔の事態〕が生ずることになり、則ち被害は愈々大きくなるであらう」と。龔公は唯々として、〔民から〕追徴した贓物を道台に解送しようとしたが、私は堂上に求めて、まさに尽く烈燄に付そうとした。龔公は甚だ苦〔慮〕して止め、遂にこれを庫に収めた。二日を越え、撫台に会つて

このことを告げたところ、撫台もまた心から首肯した。そこで告示を出して、監棍を嚴禁したところ、八閩の歓声は雷動した。

ここに見える「松陵」とは、蘇州府吳江県（雅名が松陵）出身の呂純如のことである。八月十四日になって、兵備道呂純如の名で福州府管糧通判龔以礼のもとに、事実上、一つの命令が伝えられた。おそらくは民変の当日、すなわち四月十一日の混乱のなかで、税監署内から紛失した諸々の物品を「民」から追徴して返還させるといふものであった。呂純如の命に唯々諸々と従おうとする龔以礼に対する周順昌の説得が奏効し、「賊物」が道台を経由して税監署に返還されることはなく、こうした措置に巡撫袁一驥も同意を示したという。

万曆四十二年（一六一四）九月に福州を離れた高案の旅程は、遅々とした歩みであった。袁一驥は「袁六疏」のなかで、

先是税監高案、激變地方、種種不法、蒙皇上俯允臣疏、特准撤回。乃案離閩後、逗留途次、凡五越月、乘伝擁衛、百無顧忌。所携珍宝、從浙中已多抵換、沿途窃匿、不知幾許。

これより先、税監高案は、地方を激変し、種々の不法は、皇上が臣の上奏を許され、特に「税監を」撤回することを裁可された。ところが、案は閩を離れた後、途次で逗留し、凡そ五ヵ月にもなるが、車に乗って衛士に囲まれ、百も顧忌することがない。携えた所の珍宝は、浙〔江〕中より已に多く抵換し、沿途で隠匿することは、どれほどかも知れない。

と伝えている。ここに見える「凡そ五越月」という文言から「袁六疏」は翌年の二月頃に書かれたものと思われる。その後、万曆四十三年（一六一五）の四月下旬になっても、高案は依然として北京には到着していなかった。実録には万曆帝が叱責した内容が残されており、そこでは高案を北京まで「押解」することが命じられている。⁽⁹⁴⁾

（続く）

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

註

- (1) 文秉『定陵註略』巻五、「軍民激変」。また、田中正俊『民変・抗租奴変』（一九六一年）同『田中正俊歴史論叢』汲古書院、二〇〇四年、所収、九六頁、「明代民変発生図」参照。以下、各論文が後に著書等に再録されている場合は、煩雑を避けるために原発表年のみを括弧内に表示することにしたい。
- (2) 田中正俊、前掲「民変・抗租奴変」。(戦後歴史学)については、取りあえず、成田龍一・小沢弘明・戸邊秀明「座談会」戦後日本の歴史学の流れ『思想』一〇四八号、二〇一一年、参照。
- (3) 岸本美緒「五人」像の成立——明末民変と江南社会——同『明清交替と江南社会——一七世紀中国の秩序問題——』東京大学出版会、一九九九年、所収、および田口宏二郎「畿輔での「鉅・税」——安文璧『順天題稿』をめぐる——」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年、所収。
- (4) 明清時代の都市民変について多元的・類型的分析を加えた巫仁恕は「事前に全く計画のなかった」ものとして〈福州民変〉を例示している。同『激変良民——伝統中国城市群衆集体行動之分析——』北京大学出版社・北京、二〇一一年、二七五頁。なお、それまでの民変研究を総括したものとして、夫馬進「明末清初の都市暴動」谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』四（明末—清Ⅱ）、平凡社、一九八三年、所収、参照。
- (5) 奈良修一「明末福建省の高案に対する民変について」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年、所収、および和田正広「福建税監高案の海外私貿易」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、一九九三年、所収。
- (6) 崔来廷『海国孤生——明代首輔葉向高与海洋社会——』江西高校出版社・南昌、二〇〇六年、特に一一九—一三八頁。
- (7) 佐伯有一は「明末織工暴動史料類輯」『清水博士追悼記念明代史論叢』大安、一九六二年、六三一頁において「吾々の目的は、……出来るだけ、事件そのものの実態を明らかにする努力をなし、政治条件や機業構造を中心とする経済的条件、さらに、意識構造をも考え合わせつつ、これらの史料の殆ど隔々まで、片言隻句を生かし切らねばならないし、そうすることによって、研究の進展を期することが出来る」と述べている。
- (8) 〈市隠〉については、宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆」（一九五四年）同『宮崎市定全集』一三（明清）、岩波書店、一九九

二年、および田中正俊、前掲「民変・抗租奴変」九二―九四頁、参照。

- (9) 佐伯有一は、また「一六〇一年「織備の変」をめぐる諸問題——その一——」『東洋文化研究所紀要』四五冊、一九六八年、七九頁において、「織備の変」の「闘争のための結合」に関連して「それ〔宦官政治―引用者〕が醸し出す政治状況の中で、官僚士大夫層の間に政争・闘争を生じ、その中でもっともラディカルな層の陰陽両面における支持」を問題にしたことを指摘している。こうした提起は、民変という現実と直面した（地方政治）の場における官僚・郷紳の対応という問題を考えるうえでも、きわめて重要かつ有効なものだといえよう。佐伯の提起については、また森正夫「一七世紀初頭の「織備の変」をめぐる二、三の資料について」（一九八五年）同「森正夫明清史論集」第二巻〈民衆反乱・学术交流〉、汲古書院、二〇〇六年、所収、三三〇頁、参照。なお、周順昌と〈開読の変〉については、田中正俊、前掲「民変・抗租奴変」、岸本美緒、前掲「五人」像の成立」および福本雅一「五人の墓」（一九八九年）同「明末清初二集」同朋舎出版、一九九三年、所収、参照。福本雅一は「五人の墓」六頁において、「明史」周順昌伝に基づき、「開読の変」の前に呂純如が福州での「前年の遺恨を含んで、周を織造李実と、巡撫毛一鷺に讒言した」と述べている。

- (10) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五三―四五四頁、註(22)。

- (11) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五四頁。奈良も指摘するように、『明史紀事本末』の記事には、当該民変を万曆三十五年（一六〇七）に繫年するという大きな誤りが見られる。

- (12) 袁一驥の伝として最も詳しいものは、出身地の崇禎『江陰県志』巻四、人物志、国朝崇祀に残されている。ただ一驥の字については、当該の伝では「字季友」と記されているが、同県志、巻三、選舉志、国朝、甲科、「癸未科」の項では「袁一驥、字德良」とある。後の康熙『江陰県志』巻一二、人物伝一、崇祀郷賢、明では字は「季友」であるが、道光『江陰県志』巻一六、人物一、明では字は「德良」である。一方、福建巡撫としての事蹟を記した康熙『福建通志』巻三〇、名宦一、福州府、明、「袁一驥」では字が「希我」とされている。このように袁一驥の伝では、異なる三種の字が確認できる。但し、後述する葉向高『蒼霞統草』巻二、記、「中丞袁公生祠記」によれば「希我」は号であるという。なお袁一驥の福建巡撫としての在任期間は、万曆四十二年（一六一四）―同四十四年（一六一六）である。呉廷燮『明督撫年表』巻四、福建（中華書局・北京、一九八二年、五一三頁）、参照。

- (13) 『万曆邸鈔』については、小野和子「『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』（一九八一年）同『明季党社考——東林党と復社——』同朋舎出版、一九九六年、所収、参照。また『定陵註略』については、謝国楨『增訂晚明史籍考』上海古籍出版社・上海、一九八一年、七七

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (一)

— 八〇頁、および尤淑君『定陵註略』校読『明代研究』九期、二〇〇六年、等、参照。なお『定陵註略』は旧燕京大学図書館蔵と旧国立北平図書館蔵の二種類の鈔本しか現存しないが、両者ともに事書きは「税税監」となっている。

(14) 〈邸報〉については、小野和子、前掲『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』参照。

(15) 徐鑒の伝は、出身地の康熙『豊城県志』巻二一、人物伝、明に残されている。また万曆41『福州府志』巻四〇、官政志三、歴官、巡按監察御史の項の末尾に「徐鑒（豊城人）」と記されている。なお、万曆『福州府志』には、万曆二十四年（一五九六）刊の別種が現存することもあるが、ここでは以下、万曆四十一年（一六一三）刊のそれを、万曆41『福州府志』と表記することにした。

(16) 康熙『豊城県志』の徐鑒伝に「巡按福建、会税瑞恣横、変幾不可測。鑒五疏、力論撤回、民始安」とある。

(17) 小川尚「明代の巡按御史」（一九七六年）同『明代地方監察制度の研究』汲古書院、一九九九年、所収、三三頁。なお、壬辰戦争時に出された福建巡撫許孚遠の上奏「請計処倭西疏」（敬和堂集『撫閩疏、所収』も巡按御史劉芳蕃との「会同」によるものであった。三木聰「福建巡撫許孚遠の謀略——豊臣秀吉の「証明」をめぐる——」（一九九六年）同『伝統中国と福建社会』汲古書院、二〇〇五年、所収、四一頁および七二頁、註（8）参照。

(18) 周順昌の伝は『明史』巻二四五、列伝二三三、所収の本伝のほか、鄒漪『啓禎野乘』一集、巻五、「周中介伝」等、いくつか存在する。また『忠介燼餘集』巻四、附録には殷献臣による詳細な「年譜」が残されている。

(19) 小野和子「天啓の政局」同、前掲『明季党社考』所収、三七三—三七四頁。

(20) 和田正広、前掲『福建税監高案の海外私貿易』三二三—三七頁。

(21) 董必拳の伝は、『明史』巻二四二、列伝一三〇に本伝が残されている。

(22) 本文一九—一二頁に提示する「董紀」、参照。

(23) 張燮『東西洋考』一九八一年北京中華書局排印本、所収の謝方「前言」。

(24) 『四庫全書総目』巻七一、史部二七、地理類四、「東西洋考十二卷」（中華書局・北京、一九六五年、六三二頁）には「是書成於万曆丁巳」とあり、万曆四十五年（一六一七）の成立とされている。また前註に提示した謝方「前言」によれば、同書は万曆四十五年（一六一七）に印刷・出版されたという（七頁）。しかしながら、『東西洋考』巻首の王起宗「序」の日付は「万曆戊午人日」すなわち万曆四十六年（一六一八）正月七日であり、刊行されたのは万曆四十六年（一六一八）ということになる。

- (25) 文秉については、尤淑君、前掲『《定陵註略》校読』一四四—一四六頁、参照。
- (26) 文秉自身による「小叙」では「烈皇甲申之禍」に触れており、本書が明清鼎革後に成立したことが分かる。また註(13)参照。
- (27) 『定陵註略』「小叙」には「山居多暇、輒就友人処、借神宗邸報、抄略閱之、参以家庭見聞、因妄以己意、窃為編集」と書かれている。『定陵註略』一九八四年北京北京大学出版社抱朴齋京大学図書館所蔵抄本影印、所収の許大齡「前言」参照。なお、尤淑君は前掲『《定陵註略》校読』一四一頁において「内容から見て、作者は『万曆邸鈔』から多く抄録している」と述べている。
- (28) 奈良修一、前掲「明末福建省の高宗に対する民変について」四四八頁および四五五—四五六頁、註(35)、参照。
- (29) 葉向高の伝は『明史』卷二四〇、列伝一二八に本伝が収録されているほか、数多く存在する。また崔来廷、前掲『海国孤生』参照。
- (30) 葉向高『遽編』卷九に「袁公疏聞、縉紳林楚石・董見龍輩、皆移書告急。余為上備言其事、請撤來回」とある。「林楚石」は中央の吏科都給事中等を務め、当時はすでに帰郷していた閩県の林材である。崔来廷、前掲『海国孤生』一三三頁、参照。
- (31) 葉向高の同年の致仕については、『明神宗実録』卷五二三、万曆四十二年(一六一四)八月癸卯条に見える。また『遽編』卷九によれば、葉向高は八月二十八日に北京を出立し、十二月三日に郷里(福清県)に帰着している。
- (32) 『四庫全書』集部、所収の『周忠愍奏疏』卷上にも、同じく「題為稅監剝民、捐餽戕殺生命事疏」が収録されている。『周忠愍公伝疏』所収のものとはごく僅かな字の異同が見られるだけで、ほぼ同文である。
- (33) 「周疏」が崇禎『海澄県志』に収録されている点については、京都大学人文科学研究所岩井茂樹氏の御教示を得た。記して謝意を表する次第である。
- (34) 周起元の伝は『明史』卷二四五、列伝一三三に本伝が収められているほか、鄭澐『啓禎野乘』一集、卷五、「周忠愍伝」、崇禎『海澄県志』卷一〇、人物志三、国朝名卿伝、周起元、等が存在する。
- (35) 註(19)参照。
- (36) 「周疏」に「臣説撫按疏揭、参以郷人見聞、不覺髮指、而繼之以痛哭也」とある。
- (37) 崇禎『閩書』の厦門大学古籍整理研究所・歴史系古籍整理研究室「閩書」校点組校点、一九九五年福州福建人民出版社排印本、第一冊、所収「校点前言」六頁。
- (38) 同じく「校点前言」五頁。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

(39) 何喬遠については『明史』巻二四二、列伝一三〇に附伝が存在する。また林田芳雄「何喬遠と『閩書』」『史窓』五四号、一九九七年、参照。

(40) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五四頁。

(41) 中国科学院北京天文台編『中国地方志聯合目錄』中華書局・北京、一九八五年、五一八頁、参照。

(42) ①崇禎『閩書』巻四五、文蒞志、皇朝、提督軍務兼福建都察院御史、②康熙『福建通志』巻三〇、名宦一、福州府、明、および③乾隆『福州府志』巻四六、名宦一、明の、それぞれの袁一驥伝を以下に提示することにした。

①一驥、江陰人。万曆進士。先為左轄、稅使高案不戢、力制之矣。及建節、捕治其爪牙、置之法。会粵璫死、神廟使案兼粵稅。案徵集百貨、將入粵与諸商市。其所徵貨、又不与市直、以有三山之鬧。語在鎮守太監中。案直來窘一驥、一驥声色俱厲。会諸公至、以大義責案、而一驥婦署。急走足聞、天子召案婦、使一驥復撫閩。一驥竟婦。閩頌撤璫之功、建祠焉。

②袁一驥（字希我、江陰人。任巡撫。会稅監高案、被命兼管粵稅。案造樓船、治戎器、招集亡命、徵集百貨、將闌出与諸彝市、而躬自往粵。民集其門、索市直不与、民大鬧。案所殺傷百十人、射火箭、焚民居無算。案馳入轅門請救、一驥叱曰、爾虐吾民、何救為。案邀至通衢、百姓羣將殺案、一驥諭止之。俄流言、以一驥鼓民、与案為難。屢疏乞婦。士民赴闕保留、温旨褒嘉而已。閩人為祠于九達之衢祀焉。

③袁一驥、字希我、江陰人。万曆間、巡撫福建。会稅監高案、被命兼管粵稅。案造樓船、治戎器、招亡命、徵集百貨、將出与諸夷市、而躬自往粵。民集其門、索市直不与、因羣譟。案所殺傷百十人、射火箭、焚民居無算。復馳入轅門請救、一驥叱曰、爾虐民、何救為。案邀至通衢、百姓羣將殺案。一驥諭止之。俄流言、以一驥鼓民、与案為難。遂屢疏乞婦、士民赴闕請留。温旨褒嘉。閩人祀之九達之衢（閩書）。

(43) 『明史』巻二一〇、表一一、宰輔年表二によれば、万曆四十二年（一六一四）當時の内閣は、事実上、首輔葉向高と次輔方從哲の二人体制であった。

(44) 原文は「昨日接得福建撫按揭帖、言稅監高案激變地方之狀」である。

(45) 『明神宗實錄』巻三三一、万曆二十七年（一五九九）二月戊辰条に「設市舶于福建、遣內監高案、帶管礦務」とあり、また錢一本『万曆邸鈔』万曆二十七年（一五九九）己亥卷、閏四月条に「差御馬監丞高案、征福建八府一州市稅、帶管礦務」と見える。

- (46) 「洋考」には「比案銜命南下、金鉦動地、戈旗絳天、在在重足、莫必其生命。而黜吏・逋囚・惡少年、無生計者、率望羶而喜、營充稅役、便覺刀刃在手、鄉里如几上肉焉。案在処設関、分遣原奏官、及所親信為政。每於人貨湊集、置牌書聖旨其上、舟車無遺、雞豚悉算」と記されている。「原奏官」については、田口宏二郎、前掲『畿輔での「鉞・税」九〇頁、註(35)、参照。田口によれば「原奏官」とは「税課徵集の契機となる上奏をものした、衛所所属の軍官らを指す」という。福建の場合、「洋考」に「燕山衛指揮馮綱・千戸胡志、嗣請以案使閩。帝命案往閩」とあり、馮綱・胡志が「原奏官」ということになる。
- (47) 黄承玄は、万曆四十三年(一六一五)七月から福建巡撫に就任している。呉廷燮『明督撫年表』巻四、福建(前掲、五一三頁)、参照。
- (48) 和田正広、前掲『福建税監高案の海外私貿易』三〇五―三一二頁、参照。
- (49) 万曆三十年(一六〇二)および同三十五年(一六〇七)の二次にわたる民変については、奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四四六頁でも言及されている。
- (50) これに関しては、奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四四六頁でも言及されている。
- (51) 『明神宗実録』巻五二三、万曆四十一年(一六一三)十月壬辰条に「上以広東税使李鳳久病、着在任調理」とある。また、錢一本『万曆邸鈔』万曆四十一年(一六一三)癸丑卷、冬十月条には「広東珠江池税監李鳳、久病垂危等事。有旨、李鳳既久垂危、着在任調理、不准辞。所収見在税課、并一応税粮・方物等項、差内官阮昇、前去暫管、俟本官病痊、即回京応役」と記されている。井上徹「明末の商税徴収と広東社会」(二〇二二年)同『華と夷の間』明代儒教化と宗族』研文出版、二〇一九年、所収、二五七―二五八頁、参照。
- (52) 最も早期の記述として、葉向高『綸扉疏草』巻二六、「回奏聖諭、再請減広東税額揭」万曆四十二年(一六一四)四月一日付に「臣等昨又接該省撫按官揭帖、極言高案欲至、地方人民驚駭之状。此事關係不小、更望聖慈、亟發德音、諭案勿行、以安人心」と書かれている。なお、ここに見える「該省」は広東を指している。
- (53) 高案の船隻については、また「袁五疏」にも「今二船見泊会城、船哨周桂等、看守可掬。此非臣以無為有也」と書かれている。なお南台については、三木聰「中国福建省の社会空間」島田竜登編『一六八三年——近世世界の変容——』(歴史の転換期七)、山川出版社、二〇一八年、所収、一九六―二〇〇頁、参照。
- (54) 註(52)所引の葉向高の掲帖には、また「臣向高閩人、豈不欲案之去閩哉。顧度其利害之輕重、有所不可」と見える。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (一)

- (55) 当該史料については、崔来廷、前掲『海国孤生』一二九—一三〇頁に提示されている。
- (56) 万曆二十五年（一五九七）から同三十四年（一六〇六）までの各地の「鉉・税負担額」については、田口宏二朗、前掲「畿輔での「鉉・税」六七頁、参照。
- (57) 『明神宗実録』卷五三〇、万曆四十三年（一六一五）三月乙卯条に「吏科給事中解經雅疏劾、……八閩撫臣袁一驥、嘗勸高案、移駐粵東、既以隣国、為壑。及案斬閩挾劫、尚無一兵自衛、魄節鉞而辱簡書。独何顏復昂首百僚之上。……不報」とある。井上徹、前掲「明末の商税徴収と広東社会」二五八頁、参照。
- (58) 本文一〇六頁に提示した「周紀事」では「於四月十一日薄暮」から事件の記述が始まっている。
- (59) 「董紀」の当該箇所と関連するものとして「閩書一」を挙げることができる。後者には「案素抑勒行戸、不予餽直。福州民困案府、火其外門。案射火箭、自府中出、焚民居無算、所殺傷百十人」と記されている。
- (60) 「本府知府諭・同知陳・通判龔」がそれぞれ諭政・陳多・龔以礼であることは、万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、国朝、福州府知府、同、同知および同、通判による。
- (61) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五四頁。なお、四月十一日の夕刻以降、呂純如・李思誠が税監督周辺にいたか否かについては、現場にいた周順昌が何も記しておらず、判然としない。
- (62) 葉向高『遯編』卷九では「又放火箭、燒燬民居。民愈闕不可解。案迫率百餘人、張弓露刃、突入巡撫衙門」と、四月十一日と十二日の事件が途切れることなく、一続きのこととして書かれており、両日の結節点に「民、愈々闕きて解く可からず」と記されている。
- (63) 以下の記述は「周縁由」の次の記載による。
- 至十二日、随挾本県巡捕典史洪世法呈称、巡撫衙街追捕張龍称、本月十一日晚、本県安泰橋舖税監府中、将火箭射出、延燒軍牢房一十六間・民房二十九間、及燒丙辰進士、并經国裕民牌坊共二座、拆毀民房一十八間。該監衙門、未曾延及、等情到県。又挾居民鄭欽等一十八人連名呈、為亟救慘殃事。欽等良民、家居内監府前。於本月十一日夜、痛遭内監人役、攻驅衆行領餽、威用火箭、乱射欽等房屋、然燒赤地無餘。男女匍匐逃生、家資産業、燬燼一空、露宿飢寒、懇憐赤子、無辜毒害、原非天災、実由虐禍、等情。又挾鄭国欽投、為急救財命事。欽因向住内監府辺、売布為活。本月十一日、陡遭各行討餽、威用火箭、先焚房屋二間・貨物七百餘両、悉皆燬燼、命懸財散、等情。又挾連僉具呈人張心等四十四人、為亟救慘殃事。心等係内監府對門住民。於十一日夜、痛遭内監人役、攻驅各行領

晒、放火然焼、房屋財産一空、等情。又拋連兇具呈人姚肖等八人、為殃苦慘傷事。肖等係內監府左辺、一列連居。禍慘十一日晚、被監然焼、幸肖等力救苟免。痛男姚夏屋上、運水救火、遭棍徑射蜂箭、男中一箭、咽喉受傷。又有鄭四等、亦在屋上相救、復被棍刃打傷、体無完膚。財散人離、等情、各訴到臬。又拋馬夫報得、被傷民數、銅行朱鐸、刀傷腦、棍木行權少山・蔡廷機、蟻魚行陳一郎、炭行周一章・謝廷祖、利刃傷面、鉄匠潘六・民謝應順、各刀傷頭、民張公治、箭傷喉、董九、箭傷眼眶、餘不報、不及細查外、此俱干係地方各行戶、遭委事情。

(64) 従つて、註(59)に提示した「閩書一」の「福州民匪衆府、火其外門」という記載、すなわち「民」の側が税監署を囲んだことを原因として、すなわち「民」が火を付けたことで「外門」が焼けたということ自体も事実ではないことになる。

(65) 「袁四疏」には「衆之稔惡、擢髮難數。如近日殺死潘六・蔡廷機等二十餘命、射火烧燬鄭欽・陳懷等三十餘家。擒進而綁縛斬首者、聚屍而灰之烈火。即縱凶而駢殺于外者、官司買棺斂骨、而置若罔聞」と見える。

(66) 「葉揭一」には「該監遂令左右行凶、殺死三十人、尽焚其屍、射放火箭、燒燬民屋數百間」とある。

(67) 葉向高『遽編』卷九には「余言、衆之罪惡、且不必論、只內官以兵劫巡撫、辱之通衢、從古以來、有此事否」と見える。

(68) 『東西洋考』所載の「袁一疏」が描写する四月十二日の事件の記事自体が「袁一疏a」（および「袁一疏b」）よりも短く、ここでは後者の記事を取り上げることにしたい。

(69) 万暦帝の生母である慈聖皇太后は、同年二月九日に死去していた。『明神宗実録』卷五一七、万暦四十二年（一六一四）二月辛卯条には「上諭、……慈母偶于二月初九日午時崩逝」と記されている。

(70) 明清時代に「憲台」は一般的に上官の尊称として用いられている。だが、(b)には「憲台公署」とあり、また万暦41『福州府志』卷九、建置志二、公署には「分巡武平道、在撫院之右（今廢、改為憲台）」と見え、また万暦四十年（一六一二）に編纂された王応山『閩都記』卷三、「郡城東南隅（閩県）」にも「憲台、旧為分巡武平道、万暦中改今名」と書かれている。ここでは「憲台」が該地に所在する官衙の名称として用いられているのである。

(71) 趙庭・張鶴獅の官職名については、いまひとつ明らかではない。まず万暦41『福州府志』卷四一下、官政志四、歴官、福建都指揮使司、都指揮使・同知・僉事には、両者ともに「万暦間任」として名前が記されているが、これでは官職を特定することはできない。また、この項の末尾の記載自体が「金文光（石埭人）、趙庭（鳳陽人）、臧京（鄞県人。俱万暦間任）、張鶴獅（貴州普定衛人。俱万暦

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

間任」となっており、割註の「俱万曆間任」が二カ所に出てくるというように些か混乱が見られる。次に崇禎『閩書』卷六七、武軍志、皇朝、福建都指揮使司、都指揮使・都指揮同知・都指揮僉事・都指揮僉書には、標題の割註として「已上俱無定員」とあり、「都指揮使」の項に「右万曆間任」として「趙庭」の名は見出し得るものの「張鶴翀」の名は「都指揮同知」等にも記されていない。但し、前者の項には「自成化以至正德員名、通志及題名記、俱無可考。以下俱僉書署掌」とあり、その後、嘉靖・隆慶・万曆の在任者の人名が記されている。これに拠る限り、趙庭の官職は都指揮僉書で、署都指揮使ということになる。だが、万曆『大明会典』卷一一八、兵部一、銓選一、官制、都指揮使司には「都指揮使二員（正一品）、都指揮同知二員（從二品）、都指揮僉事四員（正三品）」と規定されているのみであり、都司には元來「都指揮僉書」という官名は存在しないことになる。しかしながら、『明史』卷七六、職官志五、都指揮使司によれば、都指揮同知・同僉事のうちの一人が都司行政全体を分担処理し、一人が「練兵」を一人が「屯田」を分担しており、それぞれ前者を「掌印」と、後二者を「僉書」と称したという（范中義・王兆春・張文才・馮東礼『明代軍事史』上冊〈中国軍事通史十五卷〉、軍事科学出版社・北京、一九九八年、一三七頁）。崇禎『閩書』の「都指揮使」の項には「右嘉靖中任」の陳濠について「濠、紹興衛指揮、以薦陞本司僉書署篆。与戚繼光、逐醜殲渠、最于牛田、冠于仙游」と書かれており、事实上、確かに都指揮僉書は存在していた。以上から、趙庭の官職は都指揮使（或いは署都指揮使）であつたと思われるが、張鶴翀の官職は都指揮僉事で「都指揮僉書」と称されていたのではなからうか。なお、崇禎『閩書』一九九五年福州福建人民出版社排印本の卷六七、当該項（第三冊、一九六一—一九六三頁）の記載には、在任者の人名（および一部の伝）を表示するに当たって「都指揮使」の次に「指揮僉事」、その次に「指揮同知」というように（本来、都指揮使司の官職として指揮同知・指揮僉事は存在せず、ここは崇禎『閩書』の当該記載がともに「都」を缺いて誤記したものと思われる）、表記の順番が官品の上下に即したものとなっていないという混乱が見られる。おそらくは、当該排印本が「主校本」とした福建省図書館蔵の崇禎刊本には、卷六七の第二十二葉と第二十三葉とが入れ替わる錯簡が存在し、それをそのまま排印したために生じた混乱・瑕疵だと思われる。

(72) 「周縁出」には「本日未初時分、又拋馬夫李秀急報称、税監突然開門、騎馬行出、小衣背勅、手持大刀、帶隨梟勇家奴數十人、各持鋒利刀槍、前後擁衛、急赴軍門去訖」と書かれている。

(73) 董養河については、三木聰「明清交替期の地方士大夫と旅——福建寧化県の李世熊を中心として——」守川知子編『移動と交流の近世アジア史』北海道大学出版会、二〇一六年、所収、一六七頁、参照。

(74) 寶子傳は、この年、前任の袁一驥が福建巡撫に就任するのに応じて、福建の右布政使から左布政使へ転じている。張德信編『明代職官年表』第四冊、黃山書社・合肥、二〇〇九年、三五一九頁。なお、福州府城内の地名だと思われる「節鎮坊」については、万曆41『福州府志』卷二二、建置志五、街市の「由南街東分者六」の「福星坊」に「今以其地通撫台、扁曰東南節鎮」とある。また、王応山『閩都記』卷三、「郡城東南隅〔閩県〕」によれば、福星坊は福州府城を南北に走る南街から東の撫院へ至る街路を指している。その標識（扁）に「東南節鎮」と書かれていたのであれば、福星坊は節鎮坊とも呼ばれていたといえよう。

(75) ここに見える「營兵」については、巡撫標下の軍（標兵）を指していると思われる。『閩都記』卷三、「郡城東南隅〔閩県〕」の「坐營司」には「嘉靖季年、倭寇軍興、添設總兵・參將・遊擊・守備等官、以其署為遊擊府。後以為坐營司、軍門坐營居之」とある。その場所は撫院の西北側に近接していたようである。明末の段階に各地の巡撫が標兵を有していたことについては、奥山憲夫「巡撫と軍」（一九八六年）同『明代軍政史研究』汲古書院、二〇〇三年、参照。

(76) 本文一二四頁に提示した葉向高による「生祠記」、参照。

(77) 奈良修一、前掲「明末福建省の高来に対する民変について」四四八頁および四五四頁。

(78) 葉向高『蒼霞統草』卷二一、尺牘、「答林楚石」は、福州の郷紳である林材に宛てた書簡であるが、そのなかにも「税監殺人放火、劫脅地方官、宇宙間一大変也。謬悠之譚、反謂撫公欲殺税監、激之至此」と書かれている。

(79) 葉向高『蘧編』卷九には「次日、以同守陳多代之、呂乃出」と書かれており、陳多は呂純如の身代わりという認識である。ただ「葉掲一」で「次日、以陳同知代之、思誠等方得脱身」とあり、また「洋考」に「至次早、又留海防同知陳多為贊、始聽思誠等出」とあるのは、ともに事実関係を誤記したものといえよう。

(80) 「姚経歴・孫知事」とは当時、福州府の首領官である経歴・知事に在任していた姚儀・孫得仁である。万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、国朝、福州府。

(81) 「定陵」は、四月十四日以後のことに関連して「而思誠・純如、遂与周相水火如仇矣」と記している。

(82) 同年七月一日（孟秋朔日）の日付のある「周紀事」でも、叙述の末尾の方で「按台以考察・閩操兩大事、命三司論税監、出陳二守、不聴」と書かれている。

(83) 「周紀事」に見える「捕館」とは福州府の捕盜通判を指していると思われる。万曆41『福州府志』卷三九、官政志二、方面職員、福

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

州府、国朝には「知府（一員）、同知（一員。管清軍・海防）、通判（三員。一管糧、一捕盜、一駐古田杉洋、今改駐福寧防海）、推官（一員。……）」と見える。

- (84) 「檄」が「税監旧役」によって伝えられたということは、呂純如がまだ税監署から解放される前に当該の「檄」は出されたのかも知れない。

- (85) 「延平司李鄒公維璉檄来」の「檄」とは、広義の書信を表すものであろうか。なお、鄒維璉『達觀樓集』卷一三、議には「掲処税璫議」が残されているが、当該の「檄」との関連をも含めて、次章で論じることにした。

- (86) 「定陵」には「次日、呂純如牌行閩県、内云、税監虧損各人物価、自有両院司道、替小民作主。何得聚衆攻門、圉屋放火。如此乱民、漸不可長。為此牌仰該県官吏、即密訪十一晚放火、十二日傷人、糾衆行凶、首惡的確姓名、擒拏解道、以憑処治。其街各舖甲、因何不収斂間人、聽其群聚撒潑、巡捕官着嚴行曉諭遵守、等因。周推官得檄、即投袂而起曰、此事一行、將変不在税監、而在地方、罪不独在地方、而在有司。復力拒之」とある。

- (87) 前註、参照。

- (88) 『明神宗実録』卷五二一、万曆四十二年（一六一四）六月乙酉条に「大学士葉向高言、……高宗之拘留同知、人情惶惶、朝不謀夕。如使有意外之虞、則地方之患愈深、来之罪愈大。将来更為難処。……奉旨、……高宗、朕即有处分、可候旨行」と見える。

- (89) 葉向高『綸扉疏草』卷二七、「請撤税監、及為各官給憑揭」万曆四十二年（一六一四）六月二十五日付に「臣等以為、来之荼毒一方、其罪猶小、而壞朝廷之紀綱、其罪為大。臣等再三苦請、不独為一方生靈惜、實为国家安危計也。皇上即不暇恤此一方、而念及紀綱及安危、其能以恕然乎。如皇上以来故危天下、壞紀綱、其何辭以对祖宗列聖之神靈乎。前奉明旨、許臣即有处分、業已再旬。豈可更遲延不决」と見える。

- (90) 筆者が披閲した『東西洋考』の万曆四十六年序刊本および一九八一年北京中華書局排印本、さらに四庫全書本・惜陰軒叢書本（百部叢書集成本）では、すべて「四十三年」となっている。

- (91) なお、談遷『国権』卷八二、神宗万曆四十二年（一六一四）六月戊戌（十七日）条には、日付は異なるものの「召高宗還。税歸江西潘相。并免承天守備太監杜茂」と記されている。

- (92) 奈良修一、前掲「明末福建省の高宗に対する民変について」四四八頁および四五六頁、註（38）参照。

(93) 周順昌・朱陸宣はともに万曆四十年（一六一二）の挙人であり、徳升は陸宣の字である。崇禎『呉県志』卷三五、選舉四、鄉舉、万曆四十年壬子科。また、岸本美緒、前掲「五人」像の成立」一〇八頁・一二三頁、参照。

(94) 『明神宗実録』卷五三一、万曆四十三年（一六一五）四月壬寅条には「福建税監高柔、托病遷延、屢被彈劾。上怒其離任已久、乃敢推延稽遲、命原差官、即便押解前來、送司礼監奏請、不許違悞」と書かれている。